

令和4年度新宿御苑翔天亭裏トイレ新築工事 建築工事 特記仕様書																					
<p>I. 工事概要</p> <p>1. 工事場所 東京都新宿区内藤町1-1</p> <p>2. 敷地面積 583,061.13m²</p> <p>3. 用途地域その他の地域 第1種中高層住居専用地域</p> <p>4. 工事種目</p> <table border="1"> <tr> <th>建築物名称</th> <th>工事種別</th> <th>構造概要</th> <th>建築面積 (m²)</th> <th>延べ面積 (m²)</th> </tr> <tr> <td>翔天亭裏トイレ</td> <td>新築</td> <td>木造平屋建</td> <td>69.56m²</td> <td>69.56m²</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		建築物名称	工事種別	構造概要	建築面積 (m ²)	延べ面積 (m ²)	翔天亭裏トイレ	新築	木造平屋建	69.56m ²	69.56m ²										
建築物名称	工事種別	構造概要	建築面積 (m ²)	延べ面積 (m ²)																	
翔天亭裏トイレ	新築	木造平屋建	69.56m ²	69.56m ²																	
<p>II. 建築工事仕様</p> <p>1. 設計書、図面、特記仕様書及び現場説明書（質問回答書を含む）に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和4年版）」（以下「標仕」という）に準拠し、優先順位は次による。</p> <p>(1) 質問回答書（2）から（5）に対するもの</p> <p>(2) 現場説明書</p> <p>(3) 特記仕様書</p> <p>(4) 図面及び設計書</p> <p>(5) 標仕</p>																					
<p>2. 特記仕様</p> <p>(1) 項目名（又は章名）を取り消し線（項目名）で削除した項目（又は章）は適用しない。</p> <p>(2) 特記事項で●印、○印、・印のある場合の適用は下記による。</p> <p>●印の付いた仕様は全て適用する。</p> <p>●印の付かない場合は、○印の付いた仕様を適用する。</p> <p>○印のみの仕様は適用しない。</p> <p>(3) 特記事項に記載の（ ）内表示番号は、標仕の当該項目、当該図又は表を示す。</p> <p>(4) 特記事項に記載の（公住仕 ）内表示番号は、公住仕の当該項目、当該図又は表を示す。</p> <p>(5) 特記事項に記載の（参 ）は（5.3.7）による参考図「各部配筋」の当該項目を示す。</p> <p>(6) 製造所名は五十音順とし、「株式会社」等の記載は省略する。</p> <p>また、（ ）内は製品名を示す。</p> <p>(7) [G]印は、「グリーン調達推進方針」の特定調達品目を示す。</p>																					
章	項目	特記事項																			
一般事項	1 適用基準等	<p>◎ 建築工事標準詳細図 国土交通大臣官房官庁営繕部監修（令和4年版）</p> <p>◎ 敷地調査共通仕様書 国土交通大臣官房官庁営繕部監修（令和4年版）</p> <p>◎ 工事写真の撮り方（建築編） 国土交通大臣官房官庁営繕部監修（平成24年版）</p> <p>◎ 建設工事に伴う騒音振動対策技術指針 建設大臣官房技術参事官通達（S62.3改正）</p> <p>◎ 手すり先行工法に関するガイドライン 厚生労働省（平成21年4月）</p>																			
	2 工事実績情報の登録	<p>受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けた上、次に示す期間内に登録機関へ登録申請を行う。ただし、期間には、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める国民の祝日は含まない。</p> <p>(1) 工事受注時 契約締結後10日以内</p> <p>(2) 登録内容の変更時 変更契約締結後10日以内</p> <p>(3) 工事完成時 工事完成後10日以内</p> <p>なお、変更登録は、工期、技術者及び工事請負代金等に変更が生じた場合に行う。</p> <p>また、(財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が請負者に届いた際には、その写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略出来るものとする。</p>																			
	3 発生材の処理等	<p>[発生土]</p> <p>◎ 構内指示の場所に敷均し ・ 構外指示の場所にたい積</p> <p>・ 構内指示の場所にたい積</p> <p>・ 構外搬出適切処理</p> <p>[発生土以外の発生材]</p> <p>・ 引渡しを要するもの ・ 有 名称 () ・ 無</p> <p>・ 特別管理型産業廃棄物 ・ 有 名称 () ・ 無</p> <p>・ 再利用及び再資源化を図るもの ・ 有 名称 () ・ 無</p> <p>◎ 上記に指定されていないものは、標仕 1.3.11(3)及び「建設廃棄物処理指針」（平成22年版）によるほか、下記により構外に搬出し適切に処理する。</p> <p>(1) 建設副産物実態調査要領に基づき、本工事に係る再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含めて提出すること。また、工事完成後速やかに上記計画書の実施状況について、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し提出すること。なお、これらの記録を工事完成後1年間保存しておくこと。</p> <p>(2) 建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」により監督職員の確認を受け、同申請書を提出すること。</p> <p>(3) 建設副産物の処分にあたって、提出事業者（元請業者）は処理業者と建設副産物処理委託契約を締結し、その契約書の写しを提出すること。なお、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に、収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、その契約書の写しを提出すること。</p> <p>(4) 建設副産物処理完了後速やかに「建設副産物処理調書」を作成し、監督職員に提出するとともに、実際に要した処理等を証明する資料（受け入れ伝票、写真、位置図、経路図等）を提示し確認を受けること。</p>																			

4 建設リサイクル法	<p>(5) 建設廃棄物については、産業廃棄物処理における「産業廃棄物管理票（マニフェスト）」の交付されたもの及び回収した各票を監督職員に提示し確認を受けること。</p> <p>なお、回収したマニフェストについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法を踏まえて適切に保存すること。</p> <p>「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に定める対象建設工事に該当する場合は、建設リサイクル法に基づき特定建設資材の分別解体及び再資源化の実施について、適正な措置を講ずるとともに、分別解体・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、監督職員に報告すること。</p>
5 品質計画	<p>◎ 建築基準法に基づく風圧区分等を必要とする場合は次による (1.2.2)</p> <p>◎ 風速 (V₀=)</p> <p>◎ 地表面粗度区分 (・ I ・ II ・ III ・ IV)</p> <p>・ 積雪区分 告示第1455号 別表 ()</p>
6 電気保安技術者	◎ 要 ・ 不要 (1.3.3)
7 条件明示項目	(1.3.5)
8 材料の検査に伴う試験	<p>構造体コンクリートの強度試験及び鉄筋のガス圧接部の引張り試験の機関は監督職員との協議による (1.4.5)</p>
9 建築材料	<p>本工事に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとしJIS及びJASマークの表示のない材料及びその製造者等は、次の(1)～(6)の項目を満たすものとする。</p> <p>(1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。</p> <p>(2) 生産施設及び品質の管理が適切に行なわれていること。</p> <p>(3) 安定的な供給が可能であること。</p> <p>(4) 法令等で定める許可、認可、認定又は、免許等を取得していること。</p> <p>(5) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。</p> <p>(6) 販売、保守等の営業体制が整えられていること。</p> <p>なお、これらの材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を監督職員に提出して承諾を受けるものとする。また、本工事に使用する材料等のうち、特定のものが特記された場合は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は、同等品等使用願を監督職員に提出し承諾を受ける。</p> <p>なお、同等品の中で、国土交通大臣官房官庁営繕部監修「建築材料・設備機材等品質性能評価事業 建築材料等評価名簿」（以下、「評価名簿」という。）に記載されている製造所の材料を選定した場合は、設計図書に規定するものと同等と取り扱い、主要資材使用通知書により監督職員に通知する。 (1.4.2)</p>
10 合法木材の確認	<p>製材等、フローリング又は再生木質ボードを使用する場合は、グリーン購入法の基本方針の判断の基準に従い、あらかじめ、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（林野庁 平成18年2月15日）に準拠した証明書を監督職員に提出する。</p>
11 再生骨材の品質確保について	<p>本工事に再生骨材を利用する場合は、現場搬入時に目視確認を行い、「再生クラッシュアラン(RC材)品質確認状況報告書」を作成の上、速やかに監督職員に提出するものとする。</p>
12 ゴム製品等の品質確認等について	<p>本工事に東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)で製造された製品や材料(以下、「ゴム製品等」という。)を使用する場合には、受注者が指定した第三者(東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)と資本面、人事面で関係がない者)によって作成されたゴム製品等の品質を証明する書類を事前に監督員に提出し、確認を受けるものとする。</p> <p>なお、第三者による品質証明書類を監督員に提出し、確認を受けた場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に、受注者の瑕疵担保責任が免責されるものではない。 (1.5.9)</p>
13 化学物質を発生する建築材料等	<p>本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の(1)から(5)を満たすものとする。</p> <p>(1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ウリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを発生させないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(2) 保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(3) 接着剤はフタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑性を使用し、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(4) 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(5) (1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用し作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。</p> <p>規制対象外</p> <p>ア J I S 及び J A S の F ☆ ☆ ☆ 規格品</p> <p>イ 建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品</p> <p>ウ 下記表示のある J A S 適合品</p> <p>(7) 非ホルムアルデヒド系接着剤使用</p> <p>(4) 接着剤等不使用</p> <p>(9) 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用</p> <p>(1) 非ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用</p> <p>(9) 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用</p> <p>(6) 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用</p> <p>第三種</p> <p>ア J I S 及び J A S の F ☆ ☆ ☆ 規格品</p> <p>イ 建築基準法施行令第20条の7第3項による国土交通大臣認定品</p> <p>ウ 旧 J I S の E o 品</p> <p>エ 旧 J A S の F o o 品</p>

14 特別な材料の工法	<p>標仕に記載されていない特別な材料の工法は、材料製造所の指定する工法とする。 (1.5.2)</p> <table border="1"> <tr> <th>適用工事種別</th> <th>技能検定の種別</th> </tr> <tr> <td>仮設工事</td> <td>・とび作業</td> </tr> <tr> <td>鉄筋工事</td> <td>・鉄筋組立作業</td> </tr> <tr> <td>コンクリート工事</td> <td>・型枠工作業 ・コンクリート圧送工作業</td> </tr> <tr> <td>鉄骨工事</td> <td>・構造物鉄工作業 ・とび作業</td> </tr> <tr> <td>コンクリートブロック工事</td> <td>・コンクリートブロック工作業</td> </tr> <tr> <td>押出成形材板工事</td> <td>・ALCパネル工作業</td> </tr> <tr> <td>防水工事</td> <td>・アスファルト防水工作業 ・ウレタンゴム系塗膜防水工作業 ・アクリルゴム系塗膜防水工作業 ・合成ゴム系シート防水工作業 ・塩化ビニル系シート防水工作業 ・セメント系防水工作業 ・シーリング防水工作業 ・改質アスファルトシート工法防水工作業 ・FRP防水工作業</td> </tr> <tr> <td>石工事</td> <td>・石張り作業</td> </tr> <tr> <td>タイル工事</td> <td>・タイル張り作業</td> </tr> <tr> <td>木工事</td> <td>・大工工作業</td> </tr> <tr> <td>屋根及びとど工事</td> <td>・内外装板金作業 ・スレート工作業</td> </tr> <tr> <td>金属工事</td> <td>・鋼製下地工作業 ・内外装板金作業</td> </tr> <tr> <td>左官工事</td> <td>・左官作業</td> </tr> <tr> <td>建具工事</td> <td>・ビル用サッシ施工作業 ・ガラス工作業 ・自動ドア施工作業</td> </tr> <tr> <td>カーテンウォール工事</td> <td>・金属製カーテンウォール工作業 ・ビル用サッシ施工作業 ・ガラス工作業</td> </tr> <tr> <td>塗装工事</td> <td>・建築塗装作業</td> </tr> <tr> <td>内装工事</td> <td>・プラスチック系床仕上げ工作業 ・カーペット系床仕上げ工作業 ・壁装作業 ・ボード仕上げ工作業</td> </tr> <tr> <td>排水工事</td> <td>・建築配管作業</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> <td>・溶融ベントナイトマーカ工作業 ・加熱ベントナイトマーカ工作業</td> </tr> <tr> <td>植栽工事</td> <td>・造園工作業</td> </tr> </table> <p>施工完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼンの濃度を測定し、監督職員に報告する。</p> <p>採取方法 ◎パッシブ型 ・アクティブ型 (1.5.9)</p> <p>着工前の測定 ◎行わない ・行う</p> <p>測定対象室 ・図示（内部仕上表）</p> <p>測定箇所 ・図示（内部仕上表）</p> <p>(住宅工事の場合は1住戸当たり2室以上)</p> <p>報告の様式等については監督職員の指示による</p>	適用工事種別	技能検定の種別	仮設工事	・とび作業	鉄筋工事	・鉄筋組立作業	コンクリート工事	・型枠工作業 ・コンクリート圧送工作業	鉄骨工事	・構造物鉄工作業 ・とび作業	コンクリートブロック工事	・コンクリートブロック工作業	押出成形材板工事	・ALCパネル工作業	防水工事	・アスファルト防水工作業 ・ウレタンゴム系塗膜防水工作業 ・アクリルゴム系塗膜防水工作業 ・合成ゴム系シート防水工作業 ・塩化ビニル系シート防水工作業 ・セメント系防水工作業 ・シーリング防水工作業 ・改質アスファルトシート工法防水工作業 ・FRP防水工作業	石工事	・石張り作業	タイル工事	・タイル張り作業	木工事	・大工工作業	屋根及びとど工事	・内外装板金作業 ・スレート工作業	金属工事	・鋼製下地工作業 ・内外装板金作業	左官工事	・左官作業	建具工事	・ビル用サッシ施工作業 ・ガラス工作業 ・自動ドア施工作業	カーテンウォール工事	・金属製カーテンウォール工作業 ・ビル用サッシ施工作業 ・ガラス工作業	塗装工事	・建築塗装作業	内装工事	・プラスチック系床仕上げ工作業 ・カーペット系床仕上げ工作業 ・壁装作業 ・ボード仕上げ工作業	排水工事	・建築配管作業	舗装工事	・溶融ベントナイトマーカ工作業 ・加熱ベントナイトマーカ工作業	植栽工事	・造園工作業
適用工事種別	技能検定の種別																																										
仮設工事	・とび作業																																										
鉄筋工事	・鉄筋組立作業																																										
コンクリート工事	・型枠工作業 ・コンクリート圧送工作業																																										
鉄骨工事	・構造物鉄工作業 ・とび作業																																										
コンクリートブロック工事	・コンクリートブロック工作業																																										
押出成形材板工事	・ALCパネル工作業																																										
防水工事	・アスファルト防水工作業 ・ウレタンゴム系塗膜防水工作業 ・アクリルゴム系塗膜防水工作業 ・合成ゴム系シート防水工作業 ・塩化ビニル系シート防水工作業 ・セメント系防水工作業 ・シーリング防水工作業 ・改質アスファルトシート工法防水工作業 ・FRP防水工作業																																										
石工事	・石張り作業																																										
タイル工事	・タイル張り作業																																										
木工事	・大工工作業																																										
屋根及びとど工事	・内外装板金作業 ・スレート工作業																																										
金属工事	・鋼製下地工作業 ・内外装板金作業																																										
左官工事	・左官作業																																										
建具工事	・ビル用サッシ施工作業 ・ガラス工作業 ・自動ドア施工作業																																										
カーテンウォール工事	・金属製カーテンウォール工作業 ・ビル用サッシ施工作業 ・ガラス工作業																																										
塗装工事	・建築塗装作業																																										
内装工事	・プラスチック系床仕上げ工作業 ・カーペット系床仕上げ工作業 ・壁装作業 ・ボード仕上げ工作業																																										
排水工事	・建築配管作業																																										
舗装工事	・溶融ベントナイトマーカ工作業 ・加熱ベントナイトマーカ工作業																																										
植栽工事	・造園工作業																																										
17 完成図等	<p>◎作成する ・作成しない (1.7.2)</p> <p>◎完成図 ◎製本 提出部数 ◎3部 ・部 複写2つ折り製本 製本サイズは監督員の指示による。</p> <p>◎C D - R 提出部数 (1) 部</p> <p>◎施工図 提出部数 ◎2部 ・部</p> <p>◎保安に関する資料 提出部数 ◎3部 ・部 (1.7.3)</p> <p>◎監理用図面 提出部数 ◎5部 A3二つ折り製本（着工時作成）</p>																																										
18 施工図等の取扱い	<p>施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。</p>																																										
19 完成写真	<p>下記のものに監督職員に提出する。</p> <table border="1"> <tr> <th>分類・規格</th> <th>提出部数</th> <th>画素数、画質等</th> </tr> <tr> <td>◎カラー</td> <td>◎1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>◎キャビネ版</td> <td></td> <td>◎ 428万画素以上</td> </tr> <tr> <td>・べた焼き（他に外観正面1かた5枚） （お・キ・バ）提出</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・カラーパネル 324×400mm</td> <td></td> <td>◎ 428万画素以上</td> </tr> <tr> <td>◎電子データ</td> <td>◎1</td> <td>◎ 350dpi以上</td> </tr> </table> <p>電子データはJPEG形式としCD-Rにて提出する。</p> <p>撮影箇所及び箇所数は監督職員との協議による。</p>	分類・規格	提出部数	画素数、画質等	◎カラー	◎1		◎キャビネ版		◎ 428万画素以上	・べた焼き（他に外観正面1かた5枚） （お・キ・バ）提出			・カラーパネル 324×400mm		◎ 428万画素以上	◎電子データ	◎1	◎ 350dpi以上																								
分類・規格	提出部数	画素数、画質等																																									
◎カラー	◎1																																										
◎キャビネ版		◎ 428万画素以上																																									
・べた焼き（他に外観正面1かた5枚） （お・キ・バ）提出																																											
・カラーパネル 324×400mm		◎ 428万画素以上																																									
◎電子データ	◎1	◎ 350dpi以上																																									
20 他工事との取合い	<p>別表 - 1 によるが、設備機器の位置、取り合い等の検討のできる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける。</p>																																										
21 設計GL	<p>監督職員の指示による</p>																																										
22 調査・試験に対する協力	<p>(1) 受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。</p> <p>ア 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。</p>																																										

23 火災保険等	<p>火災保険、建設工事保険、組立保険又は土木工事保険等のうち1以上に加入する。</p> <p>契約期間の始期は、材料（仮設、型枠材を除く）搬入時以前とし、終期は、工事目的物（分離発注に於いては、引き渡しが最後となる工事目的物）の引き渡しの翌日までとする。</p> <p>保険契約の締結後、その証券の写しを監督職員にすみやかに提出する。</p>
24 下請負人の選定及び工事材料の選定	<p>◎ 受注者は、下請負契約を締結する場合、当該契約の相手方を県内に本店を有する者の中から選定するよう努めること。</p> <p>◎ 受注者は、県内で産出、生産又は製造される資材等の規格品質等が本設計の仕様と適合すると認められる場合は、優先して使用するよう努めること。</p>
25 電子納品	<p>◎ 適用基準は「電子納品運用に関するガイドライン(第10版)」とする</p> <p>設計CADデータの貸与 ・無し ○有り (著作権者 AIS総合設計(株))</p> <p>◎ 貸与するCADデータを該当工事における施工図又は完成図の作成のために以外には使用してはならない。</p> <p>書面における署名及び捺印の取り扱い ◎監督職員との協議による</p>
26 交通安全管理	<p>受注者は、工事材料、土砂等の搬送計画及び通行経路の選定その他車両の進行に関する事項について、関係機関と調整のうえ、交通安全の確保に努めること。</p>
27 環境対策	<p>(1) 騒音・振動対策</p> <p>受注者は、工事の施工にあたり建設機械を使用する場合は、「低騒音・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成13年4月9日 国交省告示第487号）に基づき指定された建設機械を使用するものとする。ただしこれにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。</p> <p>(2) 排出ガス対策</p> <p>受注者は、工事の施工にあたり「建設機械に関する技術指針」別表第3に掲げる建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経発第246号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械又は同等の建設機械を使用するものとする。ただしこれにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。</p> <p>(3) グリーン購入法</p> <p>受注者は、資材、工法、建設機械又は目的物の使用にあたっては、事業毎の特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。「グリーン購入法」という。）」に定められた特定調達品目の使用を推進するものとする。</p>
28 事故報告	<p>受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に報告するとともに、監督職員が指示する様式（工事事故報告書）で指示する期日までに提出しなければならない。</p>
29 不正軽油使用の防止対策	<p>(1) 本工事は、地方税法(昭和25年法律第226号)及び特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年5月25日法律第51号)を遵守すること。</p> <p>(2) 本工事で使用し又は使用させる軽油使用の車両(資機材等の搬出入車両を含む)並びに建設機械等の燃料には規格(JIS)に合った軽油を使用すること。</p>
30 過積載対策	<p>ダンプトラック等による過積載等の防止については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 積載重量制限を超過して工事用資材を積み込まず、また積み込ませないこと。</p> <p>(2) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。</p> <p>(3) 資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入等にあたっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。</p> <p>(4) さし枠装着車、物品積載装置の不法改造をしたダンプカー及び不表示車等に土砂を積み込まず、また積み込ませないこと。並びに工事現場に入入りにくいようにすること。</p> <p>(5) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。</p>

工事名称	令和4年度新宿御苑翔天亭裏トイレ新築工事			図面名称	工事概要・特記仕様書(1)	
工事場所	東京都新宿区内藤町1-1			縮尺	NO SCALE	
公園名称	新宿御苑			図面番号	A-001/025	
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称	A I S 総合設計株式会社 本社
					資格者氏名	小林 孝宏
					登録番号	321076
					所在地	栃木県宇都宮市明保町2番10号

章	項	目	特	記	事	項							
31	暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置		(6)	取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし柵装着車、不表示等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講じること。	(7)	「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。							
						(8)	下請契約の相手方は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故が発生させたものを排除すること。						
32	工事の一時中止		(1)	環境省が発注する建設工事（以下「発注工事」という。）において、暴力団員等による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行うこと。	(2)	(1)により警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。							
						(3)	発注工事において、暴力団員等により不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じるなどの被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。						
33	住宅瑕疵担保履行法への対応		1	契約書第21条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。	2	工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。							
						受注者は、『特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律』（平成19年法律第66号）に基づき、保険への加入又は保証金の供託を行うものとする。							
2	監理事務所		1	設ける ● 設けない 監理事務所の規模 ● 10m ² 程度 ● 20m ² 程度 ● 35m ² 程度 ● 65m ² 程度 ● 100m ² 程度 構内既存の施設 ● 利用できない ● ◎ 利用できる （◎ 有償 無償） 構内既存の施設 ● 利用できない ● ◎ 利用できる （◎ 有償 無償） 手すり先行足場 (2.2.4)	(2.3.1)	足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドラインについて」(厚生労働省 平成21年4月)の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業時及び使用時には、常時「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。							
						2	工事用水	(2.3.2)	種別 ● A種 ● ◎ B種 ● C種 ● D種 建設汚泥から再生した処理土 [G]				
										3	建設発生土の処理	(2.3.5)	1章一般共通事項 3発生土の処理等による
4	地業	1	1	載荷試験 ◎ 平板載荷試験 ()箇所 最大荷重(50) KN (4.2.4) 試験を行う深さ 設計GL- (1.91)m 及び土質 () ● 杭載荷試験 ()箇所 最大荷重() t 試験種別() (4.2.3) 方法及び報告書の記載事項は敷地調査共通仕様書4章7節及び15節による。試験位置は図示による。	(4.2.4)	◎ 平板載荷試験 ()箇所 最大荷重(50) KN (4.2.4) 試験を行う深さ 設計GL- (1.91)m 及び土質 () ● 杭載荷試験 ()箇所 最大荷重() t 試験種別() (4.2.3) 方法及び報告書の記載事項は敷地調査共通仕様書4章7節及び15節による。試験位置は図示による。							
						種別 ◎ 遠心力高強度プレストレストコンクリート杭(PHC杭)(4.2.2) (4.3.2)							
3	土工	1	1	埋戻し及び盛土 種別 ● A種 ● ◎ B種 ● C種 ● D種 建設汚泥から再生した処理土 [G]	(3.2.3)	杭の精度 ● 水平方向の位置ずれ ● 杭径の1/4かつ100mm以下 ● 杭の傾斜 ● 1/100以内 ● 評定条件又は認定条件による (4.5.3)							
							2	建設発生土の処理	(3.2.5)	1章一般共通事項 3発生土の処理等による			
3	山留の撤去		◎ 撤去	● 存置	(3.3.3)								
							3	山留の撤去	(3.3.3)	◎ 撤去 ● 存置			
4	地業	1	1	載荷試験 ◎ 平板載荷試験 ()箇所 最大荷重(50) KN (4.2.4) 試験を行う深さ 設計GL- (1.91)m 及び土質 () ● 杭載荷試験 ()箇所 最大荷重() t 試験種別() (4.2.3) 方法及び報告書の記載事項は敷地調査共通仕様書4章7節及び15節による。試験位置は図示による。	(4.2.4)	◎ 平板載荷試験 ()箇所 最大荷重(50) KN (4.2.4) 試験を行う深さ 設計GL- (1.91)m 及び土質 () ● 杭載荷試験 ()箇所 最大荷重() t 試験種別() (4.2.3) 方法及び報告書の記載事項は敷地調査共通仕様書4章7節及び15節による。試験位置は図示による。							
						種別 ◎ 遠心力高強度プレストレストコンクリート杭(PHC杭)(4.2.2) (4.3.2)							
3	土工	1	1	埋戻し及び盛土 種別 ● A種 ● ◎ B種 ● C種 ● D種 建設汚泥から再生した処理土 [G]	(3.2.3)	杭の精度 ● 水平方向の位置ずれ ● 杭径の1/4かつ100mm以下 ● 杭の傾斜 ● 1/100以内 ● 評定条件又は認定条件による (4.5.3)							
							2	建設発生土の処理	(3.2.5)	1章一般共通事項 3発生土の処理等による			
3	山留の撤去		◎ 撤去	● 存置	(3.3.3)								
							3	山留の撤去	(3.3.3)	◎ 撤去 ● 存置			
4	地業	1	1	載荷試験 ◎ 平板載荷試験 ()箇所 最大荷重(50) KN (4.2.4) 試験を行う深さ 設計GL- (1.91)m 及び土質 () ● 杭載荷試験 ()箇所 最大荷重() t 試験種別() (4.2.3) 方法及び報告書の記載事項は敷地調査共通仕様書4章7節及び15節による。試験位置は図示による。	(4.2.4)	◎ 平板載荷試験 ()箇所 最大荷重(50) KN (4.2.4) 試験を行う深さ 設計GL- (1.91)m 及び土質 () ● 杭載荷試験 ()箇所 最大荷重() t 試験種別() (4.2.3) 方法及び報告書の記載事項は敷地調査共通仕様書4章7節及び15節による。試験位置は図示による。							
						種別 ◎ 遠心力高強度プレストレストコンクリート杭(PHC杭)(4.2.2) (4.3.2)							
3	土工	1	1	埋戻し及び盛土 種別 ● A種 ● ◎ B種 ● C種 ● D種 建設汚泥から再生した処理土 [G]	(3.2.3)	杭の精度 ● 水平方向の位置ずれ ● 杭径の1/4かつ100mm以下 ● 杭の傾斜 ● 1/100以内 ● 評定条件又は認定条件による (4.5.3)							
							2	建設発生土の処理	(3.2.5)	1章一般共通事項 3発生土の処理等による			
3	山留の撤去		◎ 撤去	● 存置	(3.3.3)								
							3	山留の撤去	(3.3.3)	◎ 撤去 ● 存置			

セメントの種類	◎ 普通ポルトランドセメント高炉セメントB種 [G] (表4.5.1)			
	コンクリートの種類	● A種	● B種	(表4.5.1)
コンクリートの設計基準強度	()	N/mm ²	()	()
構造体強度補正	● 行わない	● 行う	◎ 3N/mm ²	()
試験杭	杭径(mm)	杭長(m)	セット数	長期設計支持力(kN/本)
掘削工法	● アースドリル工法 (◎ 安定液使用 ● 無水掘削) (4.5.4) ● リバース工法 ● オールケーシング工法 ● 孔内の水張 (◎ 行う ● 行わない) ● 場所打ち鋼管コンクリート杭工法 ● 掘削杭工法 (◎ 安定液使用 () (4.5.5)) ● 各部配筋参考図2.2(4)丸型(口)による ● 図示			
帯筋	鉄筋の最小かぶり厚さ ● 100mm ● 行う (● 超音波測定器 () ● 行わない)			
杭の精度	● 水平方向の位置ずれ ● 杭径の1/4かつ100mm以下 ● 杭の傾斜 ● 1/100以内 ● 評定条件又は認定条件による (4.4.2)(表4.4.1)			
試験杭	杭径(mm)	杭長(m)	セット数	長期設計支持力(kN/本)
本杭				
試験杭	位置、本数及び寸法 ● 図示 杭先端部形状 ● 開放形			
掘削工法	● 中掘り掘削工法 ● 中掘り掘削工法 ● 水平方向の位置ずれ (4.3.5) ● 杭径の1/4かつ100mm以下 ● 杭の傾斜			
杭の現場継手	● 1/100以内 ● 評定条件又は認定条件による (4.4.5)			
試験杭	位置、本数及び寸法 ● 図示 杭先端部形状 ● 開放形			
掘削工法	● 中掘り掘削工法 ● 中掘り掘削工法 ● 水平方向の位置ずれ (4.3.5) ● 杭径の1/4かつ100mm以下 ● 杭の傾斜			
杭の現場継手	● 1/100以内 ● 評定条件又は認定条件による (4.4.5)			
試験杭	位置、本数及び寸法 ● 図示 杭先端部形状 ● 開放形			
掘削工法	● 中掘り掘削工法 ● 中掘り掘削工法 ● 水平方向の位置ずれ (4.3.5) ● 杭径の1/4かつ100mm以下 ● 杭の傾斜			
杭の現場継手	● 1/100以内 ● 評定条件又は認定条件による (4.4.5)			
試験杭	位置、本数及び寸法 ● 図示 杭先端部形状 ● 開放形			
掘削工法	● 中掘り掘削工法 ● 中掘り掘削工法 ● 水平方向の位置ずれ (4.3.5) ● 杭径の1/4かつ100mm以下 ● 杭の傾斜			
杭の現場継手	● 1/100以内 ● 評定条件又は認定条件による (4.4.5)			
試験杭	位置、本数及び寸法 ● 図示 杭先端部形状 ● 開放形			
掘削工法	● 中掘り掘削工法 ● 中掘り掘削工法 ● 水平方向の位置ずれ (4.3.5) ● 杭径の1/4かつ100mm以下 ● 杭の傾斜			
杭の現場継手	● 1/100以内 ● 評定条件又は認定条件による (4.4.5)			
試験杭	位置、本数及び寸法 ● 図示 杭先端部形状 ● 開放形			
掘削工法	● 中掘り掘削工法 ● 中掘り掘削工法 ● 水平方向の位置ずれ (4.3.5) ● 杭径の1/4かつ100mm以下 ● 杭の傾斜			
杭の現場継手	● 1/100以内 ● 評定条件又は認定条件による (4.4.5)			
試験杭	位置、本数及び寸法 ● 図示 杭先端部形状 ● 開放形			
掘削工法	● 中掘り掘削工法 ● 中掘り掘削工法 ● 水平方向の位置ずれ (4.3.5) ● 杭径の1/4かつ100mm以下 ● 杭の傾斜			
杭の現場継手	● 1/100以内 ● 評定条件又は認定条件による (4.4.5)			
試験杭	位置、本数及び寸法 ● 図示 杭先端部形状 ● 開放形			
掘削工法	● 中掘り掘削工法 ● 中掘り掘削工法 ● 水平方向の位置ずれ (4.3.5) ● 杭径の1/4かつ100mm以下 ● 杭の傾斜			
杭の現場継手	● 1/100以内 ● 評定条件又は認定条件による (4.4.5)			
試験杭	位置、本数及び寸法 ● 図示 杭先端部形状 ● 開放形			
掘削工法	● 中掘り掘削工法 ● 中掘り掘削工法 ● 水平方向の位置ずれ (4.3.5) ● 杭径の1/4かつ100mm以下 ● 杭の傾斜			
杭の現場継手	● 1/100以内 ● 評定条件又は認定条件による (4.4.5)			
試験杭	位置、本数及び寸法 ● 図示 杭先端部形状 ● 開放形			
掘削工法	● 中掘り掘削工法 ● 中掘り掘削工法 ● 水平方向の位置ずれ (4.3.5) ● 杭径の1/4かつ100mm以下 ● 杭の傾斜			
杭の現場継手	● 1/100以内 ● 評定条件又は認定条件による (4.4.5)			
試験杭	位置、本数及び寸法 ● 図示 杭先端部形状 ● 開放形			
掘削工法	● 中掘り掘削工法 ● 中掘り掘削工法 ● 水平方向の位置ずれ (4.3.5) ● 杭径の1/4かつ100mm以下 ● 杭の傾斜			
杭の現場継手	● 1/100以内 ● 評定条件又は認定条件による (4.4.5)			
試験杭	位置、本数及び寸法 ● 図示 杭先端部形状 ● 開放形			
掘削工法	● 中掘り掘削工法 ● 中掘り掘削工法 ● 水平方向の位置ずれ (4.3.5) ● 杭径の1/4かつ100mm以下 ● 杭の傾斜			
杭の現場継手	● 1/100以内 ● 評定条件又は認定条件による (4.4.5)			
試験杭	位置、本数及び寸法 ● 図示 杭先端部形状 ● 開放形			
掘削工法	● 中掘り掘削工法 ● 中掘り掘削工法 ● 水平方向の位置ずれ (4.3.5) ● 杭径の1/4かつ100mm以下 ● 杭の傾斜			
杭の現場継手	● 1/100以内 ● 評定条件又は認定条件による (4.4.5)			
試験杭	位置、本数及び寸法 ● 図示 杭先端部形状 ● 開放形			
掘削工法	● 中掘り掘削工法 ● 中掘り掘削工法 ● 水平方向の位置ずれ (4.3.5) ● 杭径の1/4かつ100mm以下 ● 杭の傾斜			
杭の現場継手	● 1/100以内 ● 評定条件又は認定条件による (4.4.5)			
試験杭	位置、本数及び寸法 ● 図示 杭先端部形状 ● 開放形			
掘削工法	● 中掘り掘削工法 ● 中掘り掘削工法 ● 水平方向の位置ずれ (4.3.5) ● 杭径の1/4かつ100mm以下 ● 杭の傾斜			
杭の現場継手	● 1/100以内 ● 評定条件又は認定条件による (4.4.5)			
試験杭	位置、本数及び寸法 ● 図示 杭先端部形状 ● 開放形			
掘削工法	● 中掘り掘削工法 ● 中掘り掘削工法 ● 水平方向の位置ずれ (4.3.5) ● 杭径の1/4かつ100mm以下 ● 杭の傾斜			
杭の現場継手	● 1/100以内 ● 評定条件又は認定条件による (4.4.5)			
試験杭	位置、本数及び寸法 ● 図示 杭先端部形状 ● 開放形			
掘削工法	● 中掘り掘削工法 ● 中掘り掘削工法 ● 水平方向の位置ずれ (4.3.5) ● 杭径の1/4かつ100mm以下 ● 杭の傾斜			
杭の現場継手	● 1/100以内 ● 評定条件又は認定条件による (4.4.5)			
試験杭	位置、本数及び寸法 ● 図示 杭先端部形状 ● 開放形			
掘削工法	● 中掘り掘削工法 ● 中掘り掘削工法 ● 水平方向の位置ずれ (4.3.5) ● 杭径の1/4かつ100mm以下 ● 杭の傾斜			
杭の現場継手	● 1/100以内 ● 評定条件又は認定条件による (4.4.5)			
試験杭	位置、本数及び寸法 ● 図示 杭先端部形状 ● 開放形			
掘削工法	● 中掘り掘削工法 ● 中掘り掘削工法 ● 水平方向の位置ずれ (4.3.5) ● 杭径の1/4かつ100mm以下 ● 杭の傾斜			
杭の現場継手	● 1/100以内 ● 評定条件又は認定条件による (4.4.5)			
試験杭	位置、本数及び寸法 ● 図示 杭先端部形状 ● 開放形			
掘削工法	● 中掘り掘削工法 ● 中掘り掘削工法 ● 水平方向の位置ずれ (4.3.5) ● 杭径の1/4かつ100mm以下 ● 杭の傾斜			
杭の現場継手	● 1/100以内 ● 評定条件又は認定条件による (4.4.5)			
試験杭	位置、本数及び寸法 ● 図示 杭先端部形状 ● 開放形			
掘削工法	● 中掘り掘削工法 ● 中掘り掘削工法 ● 水平方向の位置ずれ (4.3.5) ● 杭径の1/4かつ100mm以下 ● 杭の傾斜			
杭の現場継手	● 1/100以内 ● 評定条件又は認定条件による (4.4.5)			
試験杭	位置、本数及び寸法 ● 図示 杭先端部形状 ● 開放形			
掘削工法	● 中掘り掘削工法 ● 中掘り掘削工法 ● 水平方向の位置ずれ (4.3.5) ● 杭径の1/4かつ100mm以下 ● 杭の傾斜			
杭の現場継手	● 1/100以内 ● 評定条件又は認定条件による (4.4.5)			
試験杭	位置、本数及び寸法 ● 図示 杭先端部形状 ● 開放形			
掘削工法	● 中掘り掘削工法 ● 中掘り掘削工法 ● 水平方向の位置ずれ (4.3.5) ● 杭径の1/4かつ100mm以下 ● 杭の傾斜			
杭の現場継手	● 1/100以内 ● 評定条件又は認定条件による (4.4.5)			
試験杭	位置、本数及び寸法 ● 図示 杭先端部形状 ● 開放形			
掘削工法	● 中掘り掘削工法 ● 中掘り掘削工法 ● 水平方向の位置ずれ (4.3.5) ● 杭径の1/4かつ100mm以下 ● 杭の傾斜			
杭の現場継手	● 1/100以内 ● 評定条件又は認定条件による (4.4.5)			
試験杭	位置、本数及び寸法 ● 図示 杭先端部形状 ● 開放形			
掘削工法	● 中掘り掘削工法 ● 中掘り掘削工法 ● 水平方向の位置ずれ (4.3.5) ● 杭径の1/4かつ100mm以下 ● 杭の傾斜			
杭の現場継手	● 1/100以内 ● 評定条件又は認定条件による (4.4.5)			
試験杭	位置、本数及び寸法 ● 図示 杭先端部形状 ● 開放形			
掘削工法	● 中掘り掘削工法 ● 中掘り掘削工法 ● 水平方向の位置ずれ (4.3.5) ● 杭径の1/4かつ100mm以下 ● 杭の傾斜			
杭の現場継手	● 1/100以内 ● 評定条件又は認定条件による (4.4.5)			
試験杭	位置、本数及び寸法 ● 図示 杭先端部形状 ● 開放形			
掘削工法	● 中掘り掘削工法 ● 中掘り掘削工法 ● 水平方向の位置ずれ (4.3.5) ● 杭径の1/4かつ100mm以下 ● 杭の傾斜			
杭の現場継手	● 1/100以内 ● 評定条件又は認定条件による (4.4.5)			
試験杭	位置、本数及び寸法 ● 図示 杭先端部形状 ● 開放形			
掘削工法	● 中掘り掘削工法 ● 中掘り掘削工法 ● 水平方向の位置ずれ (4.3.5) ● 杭径の1/4かつ100mm以下 ● 杭の傾斜			
杭の現場継手	● 1/100以内 ● 評定条件又は認定条件による (4.4.5)			
試験杭	位置、本数及び寸法 ● 図示 杭先端部形状 ● 開放形			
掘削工法	● 中掘り掘削工法 ● 中掘り掘削工法 ● 水平方向の位置ずれ (4.3.5) ● 杭径の1/4かつ100mm以下 ● 杭の傾斜			
杭の現場継手	● 1/100以内 ● 評定条件又は認定条件による (4.4.5)			
試験杭	位置、本数及び寸法 ● 図示 杭先端部形状 ● 開放形			
掘削工法	● 中掘り掘削工法 ● 中掘り掘削工法 ● 水平方向の位置ずれ (4.3.5) ● 杭径の1/4かつ100mm以下 ● 杭の傾斜			
杭の現場継手	● 1/100以内 ● 評定条件又は認定条件による (4.4.5)			
試験杭	位置、本数及び寸法 ● 図示 杭先端部形状 ● 開放形			
掘削工法	● 中掘り掘削工法 ● 中掘り掘削工法 ● 水平方向の位置ずれ (4.3.5) ● 杭径の1/4かつ100mm以下 ● 杭の傾斜			
杭の現場継手	● 1/100以内 ● 評定条件又は認定条件による (4.4.5)			
試験杭	位置、本数及び寸法 ● 図示 杭先端部形状 ● 開放形			
掘削工法	● 中掘り掘削工法 ● 中掘り掘削工法 ● 水平方向の位置ずれ (4.3.5) ● 杭径の1/4かつ100mm以下 ● 杭の傾斜			
杭の現場継手	● 1/100以内 ● 評定条件又は認定条件による (4.4.5)			
試験杭	位置、本数及び寸法 ● 図示 杭先端部形状 ● 開放形			
掘削工法	● 中掘り掘削工法 ● 中掘り掘削工法 ● 水平方向の位置ずれ (4.3.5) ● 杭径の1/4かつ100mm以下 ● 杭の傾斜			
杭の現場継手	● 1/100以内 ● 評定条件又は認定条件による (4.4.5)			
試験杭	位置、本数及び寸法 ● 図示 杭先端部形状 ● 開放形			
掘削工法	● 中掘り掘削工法 ● 中掘り掘削工法 ● 水平方向の位置ずれ (4.3.5) ● 杭径の1/4かつ100mm以下 ● 杭の傾斜			
杭の現場継手	● 1/100以内 ● 評定条件又は認定条件による (4.4.5)			
試験杭	位置、本数及び寸法 ● 図示 杭先端部形状 ● 開放形			
掘削工法	● 中掘り掘削工法 ● 中掘り掘削工法 ● 水平方向の位置ずれ (4.3.5) ● 杭径の1/4かつ100mm以下 ● 杭の傾斜			
杭の現場継手	● 1/100以内 ● 評定条件又は認定条件による (4.4.5)			
試験杭	位置、本数及び寸法 ● 図示 杭先端部形状 ● 開放形			
掘削工法	● 中掘り掘削工法 ● 中掘り掘削工法 ● 水平方向の位置ずれ (4.3.5) ● 杭径の1/4かつ100mm以下 ● 杭の傾斜			
杭の現場継手	● 1/100以内 ● 評定条件又は認定条件による (4.4.5)			
試験杭	位置、本数及び寸法 ● 図示 杭先端部形状 ● 開放形			
掘削工法	● 中掘り掘削工法 ● 中掘り掘削工法 ● 水平方向の位置ずれ (4.3.5) ● 杭径の1/4かつ100mm以下 ● 杭の傾斜			
杭の現場継手	● 1/100以内 ● 評定条件又は認定条件による (4.4.5)			
試験杭	位置、本数及び寸法 ● 図示 杭先端部形状 ● 開放形			
掘削工法	● 中掘り掘削工法 ● 中掘り掘削工法 ● 水平方向の位置ずれ (4.3.5) ● 杭径の1/4かつ100mm以下 ● 杭の傾斜			
杭の現場継手	● 1/100以内 ● 評定条件又は認定条件による (4.4.5)			
試験杭	位置、本数及び寸法 ● 図示 杭先端部形状 ● 開放形			
掘削工法	● 中掘り掘削工法 ● 中掘り掘削工法 ● 水平方向の位置ずれ (4.3.5) ● 杭径の1/4かつ100mm以下 ● 杭の傾斜			
杭の現場継手	● 1/100以内 ● 評定条件又は認定条件による (4.4.5)			
試験杭	位置、本数及び寸法 ● 図示 杭先端部形状 ● 開放形			
掘削工法	● 中掘り掘削工法 ● 中掘り掘削工法 ● 水平方向の位置ずれ (4.3.5) ● 杭径の1/4かつ100mm以下 ● 杭の傾斜			
杭の現場継手	● 1/100以内 ● 評定条件又は認定条件による (4.4.5)			
試験杭	位置、本数及び寸法 ● 図示 杭先端部形状 ● 開放形			
掘削工法	● 中掘り掘削工法 ● 中掘り掘削工法 ● 水平方向の位置ずれ (4.3.5) ● 杭径の1/4かつ100mm以下 ● 杭の傾斜			
杭の現場継手	● 1/100以内 ● 評定条件又は認定条件による (4.4.5)			
試験杭	位置、本数及び寸法 ● 図示 杭先端部形状 ● 開放形			
掘削工法	● 中掘り掘削工法 ● 中掘り掘削工法 ● 水平方向の位置ずれ (4.3.5) ● 杭径の1/4かつ100mm以下 ● 杭の傾斜			
杭の現場継手	● 1/100以内 ● 評定条件又は認定条件による (4.4.5)			
試験杭	位置、本数及び寸法 ● 図示 杭先端部形状 ● 開放形			
掘削工法	● 中掘り掘削工法 ● 中掘り掘削工法 ● 水平方向の位置ずれ (4.3.5) ● 杭径の1/4かつ100mm以下 ● 杭の傾斜			
杭の現場継手	● 1/100以内 ● 評定条件又は認定条件による (4.4.5)			
試験杭	位置、本数及び寸法 ● 図示 杭先端部形状 ● 開放形			
掘削工法	● 中掘り掘削工法 ● 中掘り掘削工法 ● 水平方向の位置ずれ (4.3.5) ● 杭径の1/4かつ100mm以下 ● 杭の傾斜			
杭の現場継手	● 1/100以内 ● 評定条件又は認定条件による (4.4.5)			
試験杭	位置、本数及び寸法 ● 図示 杭先端部形状 ● 開放形			
掘削工法	● 中掘り掘削工法 ● 中掘り掘削工法 ● 水平方向の位置ずれ (4.3.5) ● 杭径の1/4かつ100mm以下 ● 杭の傾斜			
杭の現場継手	● 1/100以内 ● 評定条件又は認定条件による (4.4.5)			
試験杭	位置、本数及び寸法 ● 図示 杭先端部形状 ● 開放形			
掘削工法				

Table with 2 columns: Item No. and Item Description. Items include high strength bolts, standard bolts, turn buckles, end tabs, scissor jacks, joint tests, steel plate surface treatments, steel plate rust prevention, fire protection, anchor bolts, column base leveling, fusion welding, and concrete blocks.

Table with 2 columns: Item No. and Item Description. Items include thin materials, roof waterproofing, roof exposure waterproofing, indoor waterproofing, and water layer types.

Table with 2 columns: Item No. and Item Description. Items include roof waterproofing, roof exposure waterproofing, indoor waterproofing, and water layer types.

Table with 2 columns: Item No. and Item Description. Items include tile types, tile installation, and tile waterproofing.

Table with 2 columns: Project Name and Project Location. Project Name: 令和4年度新宿御苑翔天亭裏トイレ新築工事. Project Location: 東京都新宿区内藤町11.

Table with 2 columns: Designer Name and Designer Address. Designer Name: 小林 孝宏. Designer Address: 栃木県宇都宮市明保町2番10号.

Table with 2 columns: Item (章項目) and Details (特記事項). Includes sections for wood products, metal products, and construction materials.

Table with 2 columns: Item (章項目) and Details (特記事項). Includes sections for stainless steel, aluminum, and various coatings.

Table with 2 columns: Item (章項目) and Details (特記事項). Includes sections for construction materials, building materials, and metal products.

Table with 2 columns: Item (章項目) and Details (特記事項). Includes sections for building materials, metal products, and construction materials.

Table with 4 columns: Project Name (工事名称), Location (工事場所), Site Name (公園名称), and Drawing Information (図面名称, 縮尺, 図面番号). Includes a signature block for the designer.

Table with 2 columns: Item (章 項目) and Description (特 記 事 項). Contains detailed specifications for glass and window treatments, including types of shutters, frame materials, and performance requirements like wind resistance and fire safety.

Table with 2 columns: Item (章 項目) and Description (特 記 事 項). Focuses on window frames and materials, detailing construction methods, materials like aluminum and steel, and performance standards for durability and safety.

Table with 2 columns: Item (章 項目) and Description (特 記 事 項). Covers floor and ceiling treatments, including types of flooring, coatings, and construction details for various room types.

Table with 2 columns: Item (章 項目) and Description (特 記 事 項). Details interior finishing and furniture, including carpeting, wall treatments, and furniture specifications, along with material and construction details.

Project information table including: 工事名称 (Project Name), 工事場所 (Project Location), 公園名称 (Park Name), 検印 (Signatures), 図面名称 (Drawing Name), 縮尺 (Scale), 図面番号 (Drawing Number), 名称 (Name), 資格者氏名 (Qualified Person Name), 登録番号 (Registration Number), 所在地 (Location).

Table with 2 columns: 項目 (Item) and 事項 (Details). Rows include 13 断熱材 [G], 19 内装工事, and 20 エントリット及びその他工事. Each row contains detailed specifications, materials, and construction methods.

Table with 2 columns: 項目 (Item) and 事項 (Details). Rows include 4 トイレブース, 5 階段滑り止め, 8 鏡, 9 表示, 21 排水工事, 22 舗装, and 17 止水板. Each row contains detailed specifications, materials, and construction methods.

Table with 2 columns: 項目 (Item) and 事項 (Details). Rows include 23 植栽及び屋上緑化工事, 3 埋戻し土, 22 舗装, 4 試験, 5 路盤材料, and 6 路盤の締め固め試験. Each row contains detailed specifications, materials, and construction methods.

Table with 2 columns: 項目 (Item) and 事項 (Details). Rows include 8 コンクリート舗装, 23 植栽及び屋上緑化工事, and 20 エントリット及びその他工事. Each row contains detailed specifications, materials, and construction methods.

Table with 4 columns: 工事名称 (Project Name), 工事場所 (Project Location), 公園名称 (Park Name), 検印 (Seals), 図面名称 (Drawing Name), 縮尺 (Scale), 図面番号 (Drawing No.), 特記仕様書 (Remarks), 名称 (Name), 資格者氏名 (Qualified Person Name), 登録番号 (Registration No.), 所在地 (Location).

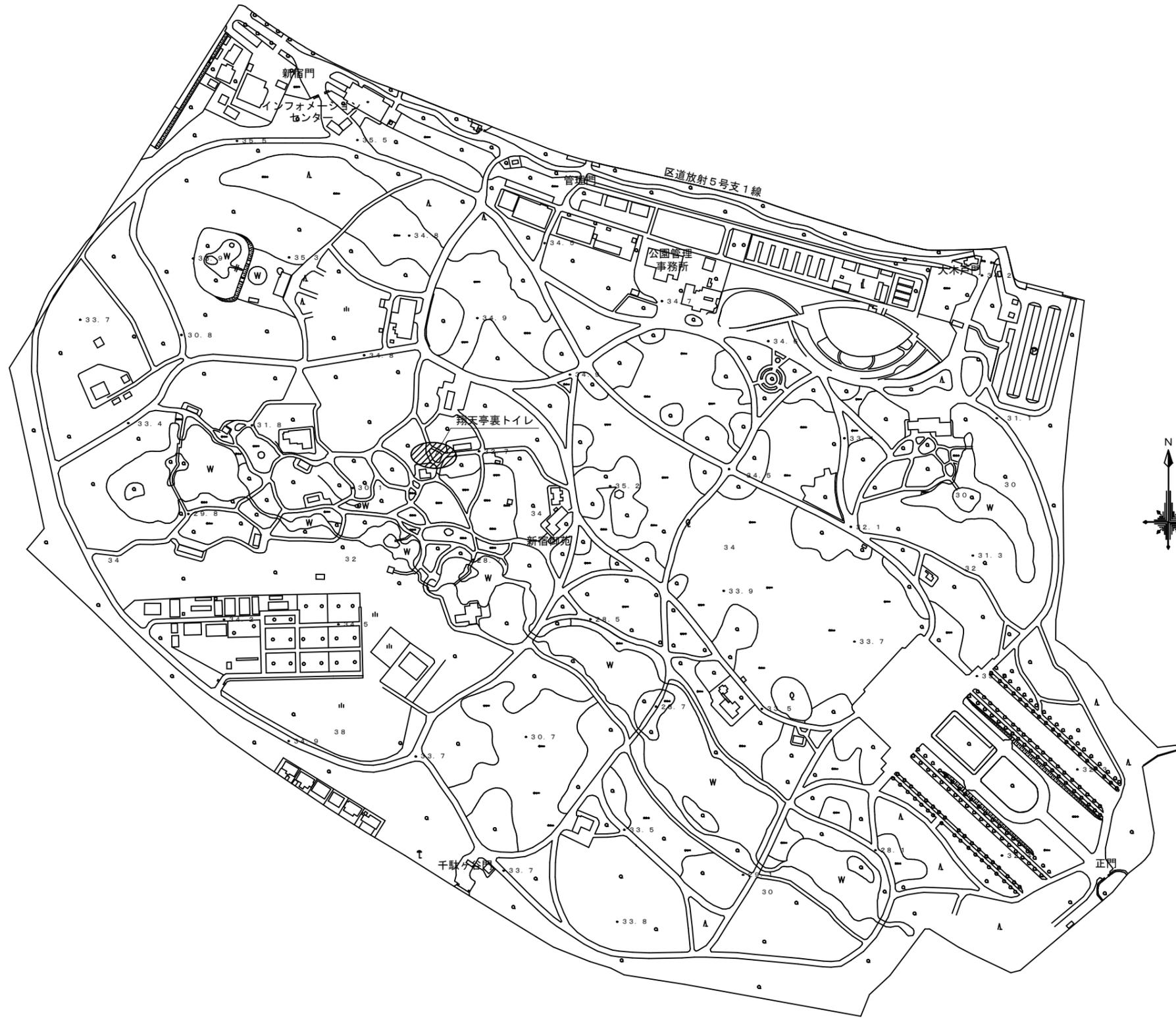
章	項目	特記事項
P C 工 法 に よ る 工 事	24 1 セメントの種類	・普通ポルトランドセメント・早強ポルトランドセメント（公住仕24.2.1） ・混合セメントのA種
	2 混和材料	混和剤・AE剤・減水剤・AE減水剤・高性能減水剤（公住仕24.3.1） ・高性能AE減水剤・流動化剤 混和材・57ｲﾝｯｯ・高炉ｽﾗｸﾞ微粉末・ｼﾘｶﾌｵｰﾑ・膨張材 （公住仕24.2.5）
	3 鉄筋	規格 種類の記号 使用箇所 呼び名 (mm) 鉄筋コンクリート用棒鋼(異形鉄筋) ・SD295A ◎D16以下・ ・SD345 ◎D19以上・ ・ ◎JIS規格による ◎JIS規格による
	4 鋼材	種類の記号 使用箇所 規格等 ◎JIS規格による ◎JIS規格による
	5 接合用金物	仕上がり形状 ・図示 寸法 ・図示・（公住仕24.2.6）
	6 コンクリートの種類	・普通コンクリート・軽量コンクリート1種・軽量コンクリート2種（公住仕24.3.2） （公住仕24.3.3.4）
		設計基準強度Fc(N/mm ²) 水セメント比 スランプ ◎55%以下・ ◎12cm以下・
		かぶり厚さ（公住仕24.3.3.4） 非耐力壁・床・屋根(cm) 耐力壁・柱・梁(cm) ◎20 ・ ◎30 ・
	7 溶接接合	添えプレート ^① の材質 ・（公住仕24.6.6.7） ﾌﾙｱｸﾞﾙｰﾌﾟ溶接の余盛(mm) ・ 超音波探傷試験 ・行う ・行わない
	8 スリーブ接合	材料 ・（公住仕24.7.1） 施工方法 ・ 検査 ・行う(方法: 判定基準:) ・行わない
9 狭小部充填 コンクリート	コンクリートの設計基準強度 FC (N/mm ²)(PC部材の設計基準強度以上とする)（公住仕24.9.1）	
10 敷きモルタルの 圧縮強度	敷きモルタルの圧縮強度 FC (N/mm ²)(PC部材の設計基準強度以上とする)（公住仕24.10.1）	
確認 する 必要 が あ る 施 工 図 等	国土交通省告示第98号 工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計に関する標準業務において、「設計図書等の定めにより、設計意図が正確に反映されていることを確認する必要がある部材、部位等に係る施工図等」は下記による。	
	<p>【 建築図】</p> <p>■総合図 (平面・天伏・展開他) □仮設図 □土工図 □地業図 □躯体図 □組構図 □防水図 □石工図 ■タイル図 ■木工図 ■屋根図</p>	<p>■金属図 ■金属製建具図 □木製建具図 □内装図 □ユニットその他図 ■家具図 ■サイン図 □エレベーター図 ■外構図 □その他</p>

○その他

- 1 本工事は、受注者が工事着手前に希望する場合、受発注者双方が工程調整を行うことにより、「週休2日」を確保した施工を実施する「週休2日制工事（受注者希望型）」の試行対象工事である。
- 2 週休2日の考え方
 - (1) 現場施工期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められること。
(年末年始6日間と夏季休暇3日間は除く。)
 - (2) 現場施工期間内には、工事着手日から工事完成日までの期間のうち工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。
 - (3) 4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。
なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとする。
 - (4) 現場閉所日数とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
 - (5) 現場閉所による週休2日の対象外とする期間 無
 - (6) 受注者の責によらない現場閉所
工事契約後、週休2日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定する。なお、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。
 - (7) やむを得ない現場閉所
やむを得ず現場閉所による週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とするものとする。また、現場閉所による週休2日対象外期間においては、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休2日に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。
- 3 総合工事工程表の作成
受注者は、発注時の設計図書や発注者から明示される事項を踏まえ、総合工程表を作成する。総合工事工程表を作成するに当たっては、当該工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件等のほか、建設工事に従事する者の週休2日の確保等、下記の条件を適切に考慮する。
 - (1) 建設工事に従事する者の休日（週休2日に加え、祝日、年末年始及び夏季休暇）の確保
 - (2) 建設業者が施工に先立って行う労務・資機材の調達、調査・測量、現場事務所^①の設置等の「施工準備期間」
 - (3) 施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の「後片付け期間」
 - (4) 降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数
- 4 工事工程の共有
 - (1) 試行工事において、受発注者間で工事工程のクリティカルパスを共有し、工程に影響する事項がある場合には、その事項の処理対応者を明確にするものとする。
 - (2) 円滑な協議を行うため、施工当初において工事工程（特にクリティカルパス）と関連する案件の処理期限（誰がいつまでに処理し、どの作業と関連するの）について、受発注者で共有するものとする。
 - (3) 工事工程の共有に当たっては、必要に応じて下請け業者（専門工事業者等の技術者等）を含めるなど、共有する工程が現場実態にあったものとなるよう配慮するものとする。
 - (4) 工程に変更が生じた場合には、その要因と変更後の工事工程について受発注者間で共有すること。また、工程の変更理由が受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行うものとする。
- 5 現場閉所の達成状況及び精査
現場閉所の達成状況に応じて、受注者が希望する場合は、請負代金額の補正分を増額し請負代金額の変更を行うものとする。（補正係数については入札説明書等による。）

- 施工条件（1）
新宿御苑菊花壇展の期間中（11月1日～11月20日）は、利用者の安全を確保するため、部分的に工事が制限される場合があるので、工程管理に注意すること。
- 施工条件（2）
当該建築物は、令和3年度にコンクリート基礎及び立上がり配筋まで施工済みの状態である。（図面A-015、A-016を参照）
本工事契約前に、立上がり配筋の状況診断調査を実施する予定である。（別途業務）
鉄筋の再利用が可能であると判断された場合は、本工事において鉄筋に付着した錆を除去し使用上支障がない状態に復旧した上で工事を行う。
立上がり配筋が再利用できないと判断された場合は、基礎部分の施工方法を変更する。
施工方法については監督職員と協議し、設計変更の対象とする。
- 建設発生土の搬出先
建設発生土の搬出先は「城南島（東京都大田区城南島3-14）」とする。

工事名称	令和4年度新宿御苑翔天亭裏トイレ新築工事			図面名称	特記仕様書(7)		
	東京都新宿区内藤町11				縮尺	NO SCALE	
公園名称	新宿御苑			図面番号		A-007/025	
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称	A I S総合設計株式会社 本社	
			 		資格者氏名	小林 孝宏	
					登録番号	321076	
					所在地	栃木県宇都宮市明保野町2番10号	



工事名称	令和4年度新宿御苑翔天亭裏トイレ新築工事			図面名称	全体配置図	
工事場所	東京都新宿区内藤町11			縮尺	1:2500 (A1) 1:5000 (A3)	
公園名称	新宿御苑			図面番号	A-008/025	
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称	A I S 総合設計株式会社 本社
	小林	田	松岡 永井		資格者氏名	小林 孝宏
					登録番号	321076
					所在地	栃木県宇都宮市明保野町2番10号

施設概要		構造規模		外部		開口部		屋根等						その他	
工事名称	令和4年度新宿御苑翔天亭裏トイレ新築工事	木造 地上1階建て	外壁	構造用合板 12の上透防水シート 横鋼線 15×45 #303 セメントボード12.5 化粧仕上材塗り	-	屋根	カラーガルバリウム鋼板0.4平葺き ゴムアスファルトルーフィング 1.0 野地板(頂部):構造用合板 24下地 不燃認定番号:NM-8697						犬走り	コンクリート金ゴテ仕上(目地切仕上)	
工事場所	地名地番 東京都新宿区内藤町11														
	用途地域 第一種中高層住居専用地域/国民公園														
	防火地域 準防火														
	その他 20m第二種高度地区・第1種文教地区 日影規制:3時間-2時間(+4.0m)														
用途	公園施設(便所)														
工事種別	新築														
敷地面積	583.061.13m ²														
	容積率 200%														
	建ぺい率 60%														
その他	関連法規等 埋蔵文化財包蔵地 都市計画公園都市公園区域														
耐火仕様	-														
延床面積															
建築面積															
		軒天	杉羽目板張り												
		外巾木	コンクリート打放し面補修の上 化粧仕上材塗り												
		木部	全てWP塗												

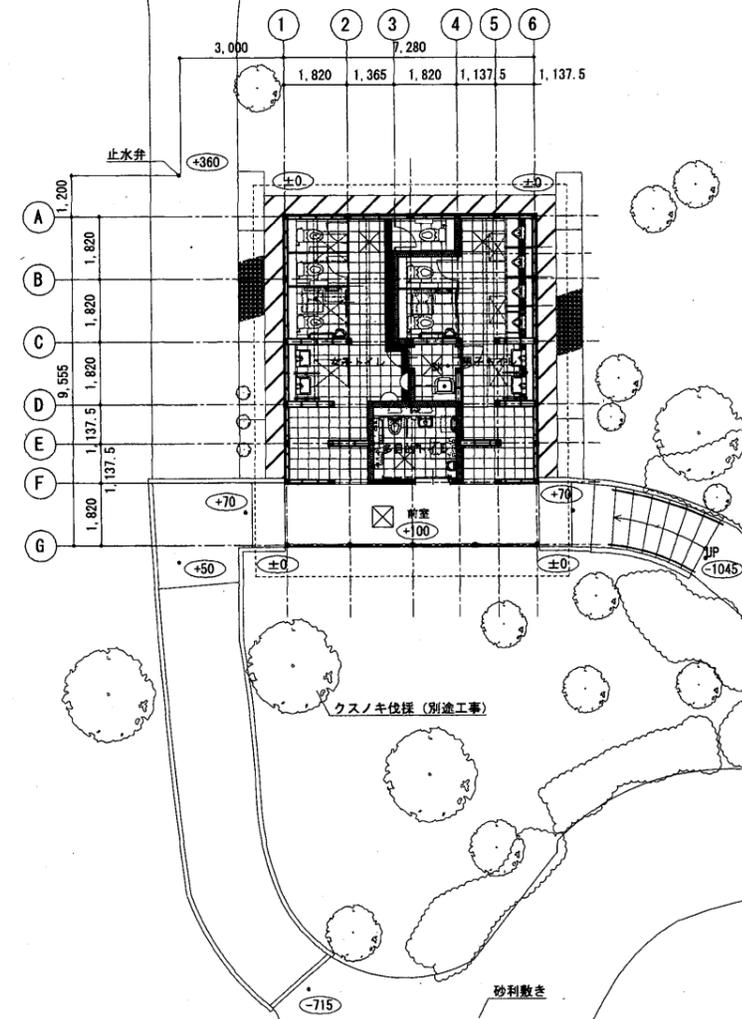
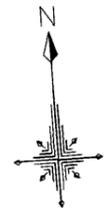
内部仕上表

室名	床		巾木			壁		天井					
	仕上		仕上	塗装	高さ	仕上		塗装	仕上		塗装	廻縁	天井高さ
男子トイレ	磁器質タイル 300角張り		磁器質タイル		300	(FL+1200まで) 木下地の上シーリング石こうボード12.5+硬質石こうボード9.5の上 300角タイル貼り 木造下地の上 杉羽目板張り12	WP	木造下地の上 杉羽目板張り12	WP	木製 WP	2500 一部図示		
女子トイレ	磁器質タイル 300角張り		磁器質タイル		300	(FL+1200まで) シーリング石こうボード12.5+硬質石こうボード9.5の上 300角タイル貼り 木造下地の上 杉羽目板張り12	WP	木造下地の上 杉羽目板張り12	WP	木製 WP	2500 一部図示		
多目的トイレ	磁器質タイル 300角張り		磁器質タイル		300	(FL+1200まで) シーリング石こうボード12.5+硬質石こうボード9.5の上 300角タイル貼り 木造下地の上 杉羽目板張り12	WP	木造下地の上 杉羽目板張り12	WP	木製 WP	2500		

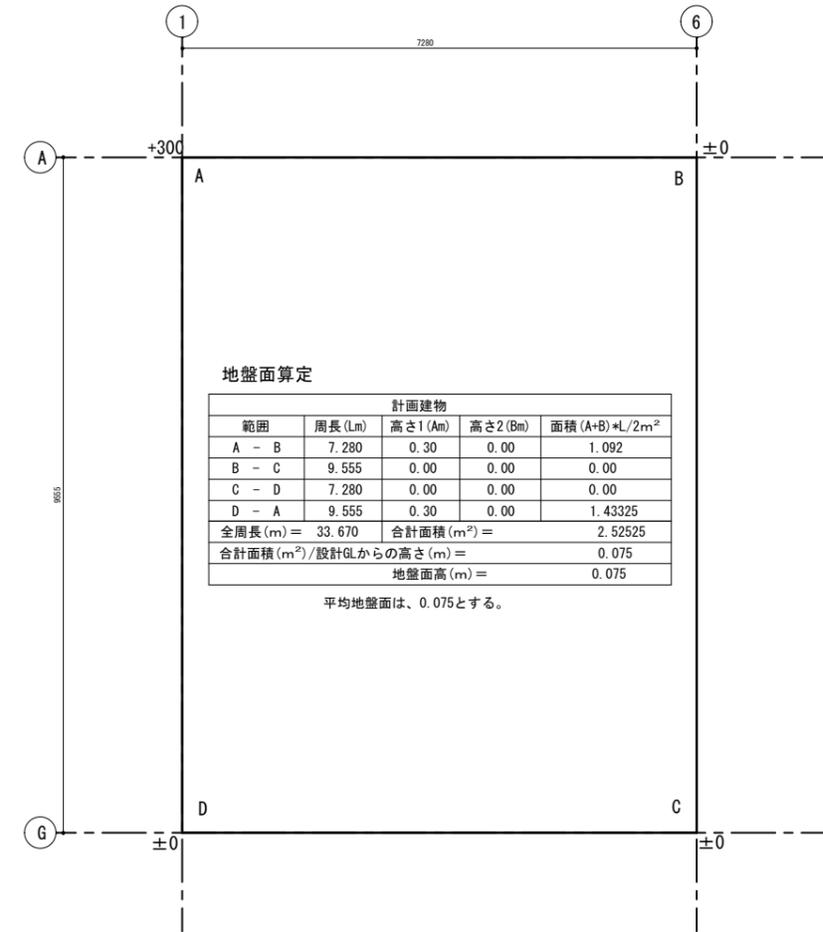
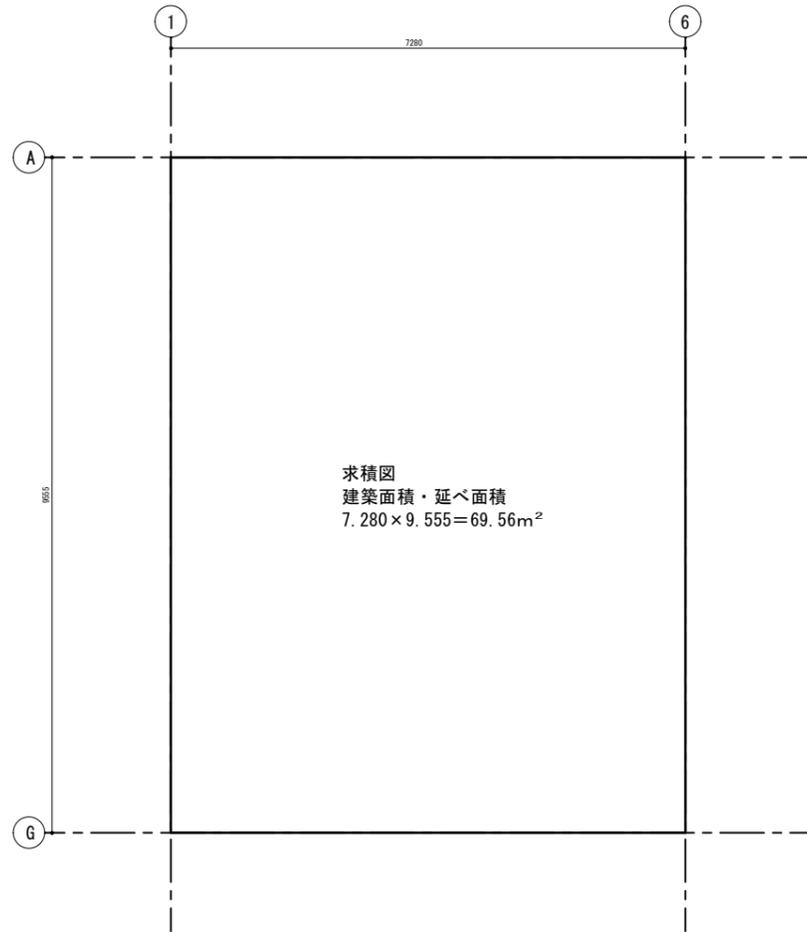
共通特記事項

<p>塗装記号 塗装材料はすべてF☆☆☆☆とする。 室内については、TVOC、VOC、SVOCの少ない材料を使用する。 トルエン、キシレン、ステレン、エチルベンゼン、パラジクロロベンゼン、クロルピリホスを含まない材料を使用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">塗装</th> <th rowspan="2">同等品商品名</th> <th rowspan="2">対応 標準仕様書</th> </tr> <tr> <th>記号</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>SOP</td> <td>合成樹脂調合ペイント</td> <td></td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>EP</td> <td>合成樹脂エマルジョンペイント(水性)</td> <td></td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>EP-G</td> <td>つや有り合成樹脂エマルジョンペイント(水性)</td> <td></td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>UC</td> <td>ウレタン樹脂ワニス塗り</td> <td></td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>SUC</td> <td>水性ウレタン樹脂ワニス塗着色仕上</td> <td>ステイン①+水性ファインウレタン② U100木部用クリア③(日本ペイント同等品)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>WP</td> <td>木材保護塗料</td> <td>ワキカド・カド・クワ・クワ・下塗1回 上塗2回 (羽目板部 裏面1回共) (日本オスモ同等品)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>RDC</td> <td>低汚染型水性無機質塗料</td> <td>ワキカド・MS(BI法) 緑水材 下塗1回 上塗2回 (大日技術工業同等品)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>DP</td> <td>耐油性塗料塗り</td> <td>デュフロン100ファイン (フッ素系) (日本ペイント同等品)</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	塗装		同等品商品名	対応 標準仕様書	記号	名称	SOP	合成樹脂調合ペイント		-	EP	合成樹脂エマルジョンペイント(水性)		-	EP-G	つや有り合成樹脂エマルジョンペイント(水性)		-	UC	ウレタン樹脂ワニス塗り		-	SUC	水性ウレタン樹脂ワニス塗着色仕上	ステイン①+水性ファインウレタン② U100木部用クリア③(日本ペイント同等品)	-	WP	木材保護塗料	ワキカド・カド・クワ・クワ・下塗1回 上塗2回 (羽目板部 裏面1回共) (日本オスモ同等品)	-	RDC	低汚染型水性無機質塗料	ワキカド・MS(BI法) 緑水材 下塗1回 上塗2回 (大日技術工業同等品)	-	DP	耐油性塗料塗り	デュフロン100ファイン (フッ素系) (日本ペイント同等品)	-	<p>共通特記事項</p> <p>内外装</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材の塗装は、全て艶消しとする。 ・運搬車・重機などの敷地内への入退場に伴う、地盤の沈下などについては現況復旧を原則とする。 ・運搬車・重機などの敷地内への入退場に伴う、車両は4t車までとする。 ・GL+1000まで防塵・防蟻処理を行う。 ・床点検口は、ステンレス製(防臭型・600角)とし、表面仕上材は床と同じとする。(鍵付) ・コンクリートのコーナー部分は面取り仕上げとする。 ・水廻り家具、洗面カウンター等と壁との入り隅部の取り合いは、ポリサルファイド系シーリング5mm×5mmを施工する。 ・外部シーリング(外壁取り合い、外部建具廻り、その他)は、変成シリコン系シーリングとする。 ・内部取合シーリングは、ポリサルファイド系シーリングとする。 ・スチール・ステンレスのF目等は、角に糸面取り処理を施す。 ・内装材及び家具、建具等内部に取り付ける物はすべてホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、ステレン、エチルベンゼン、パラジクロロベンゼン、クロルピリホスを含む材料は使用しない。 ・構造用合板は、全て特類とする。 ・水切りは面取り仕上げとする。 ・表しとなる木部は特記なき限りWP塗とする。 ・男子トイレ各小便器横には傘掛けを設ける。 <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用する材料は全てF☆☆☆☆品とする。 ・ステンレスは、特記なき限り全てSUS304HL仕上とする。 ・床仕上材の異なる部分の見切には、SUS304 F B-6×15HLを使用する。 ・建具のステンレス管帯及び下枠は、建具工事とする。 ・家具のツマミ、扉等を開く時に当たる部分には塩ビ透明ゴム10φを設ける。 ・設備のスリーブ位置については、必ず監督員承認の上施工すること。 <p>建具</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寸法は全て特内有効寸法を示す。 ・外部に付く開き扉は、ステンレス丁番・ドアクローザー(室内側バックチェック付)とする。 ・フラッシュ戸は両面フラッシュ戸とする。 ・把手及び引手は両面仕様とする。 ・防火戸には、ストッパーなしのドアクローザー装置を設ける。(親子扉、両開扉は2ヶ所、順位調整器を含む) ・本締錠(シリンダー錠)はサムターン付とする。 ・ドアクローザーはストップ付とし、取付位置は監督員の許可を得る。 ・把手・ヒンジ・付属金物類はステンレス製とする。 ・ハンガードアは全てストップ付、ガイドローラ付とする。 ・シリンダー錠はマスターキー方式とする。 ・ハキ出し窓の管帯、下枠はステンレス製とする。 <p>木材</p> <ul style="list-style-type: none"> ・造作材は上小節とする。 ・下地材は特一等とする。
塗装		同等品商品名			対応 標準仕様書																																		
記号	名称																																						
SOP	合成樹脂調合ペイント		-																																				
EP	合成樹脂エマルジョンペイント(水性)		-																																				
EP-G	つや有り合成樹脂エマルジョンペイント(水性)		-																																				
UC	ウレタン樹脂ワニス塗り		-																																				
SUC	水性ウレタン樹脂ワニス塗着色仕上	ステイン①+水性ファインウレタン② U100木部用クリア③(日本ペイント同等品)	-																																				
WP	木材保護塗料	ワキカド・カド・クワ・クワ・下塗1回 上塗2回 (羽目板部 裏面1回共) (日本オスモ同等品)	-																																				
RDC	低汚染型水性無機質塗料	ワキカド・MS(BI法) 緑水材 下塗1回 上塗2回 (大日技術工業同等品)	-																																				
DP	耐油性塗料塗り	デュフロン100ファイン (フッ素系) (日本ペイント同等品)	-																																				

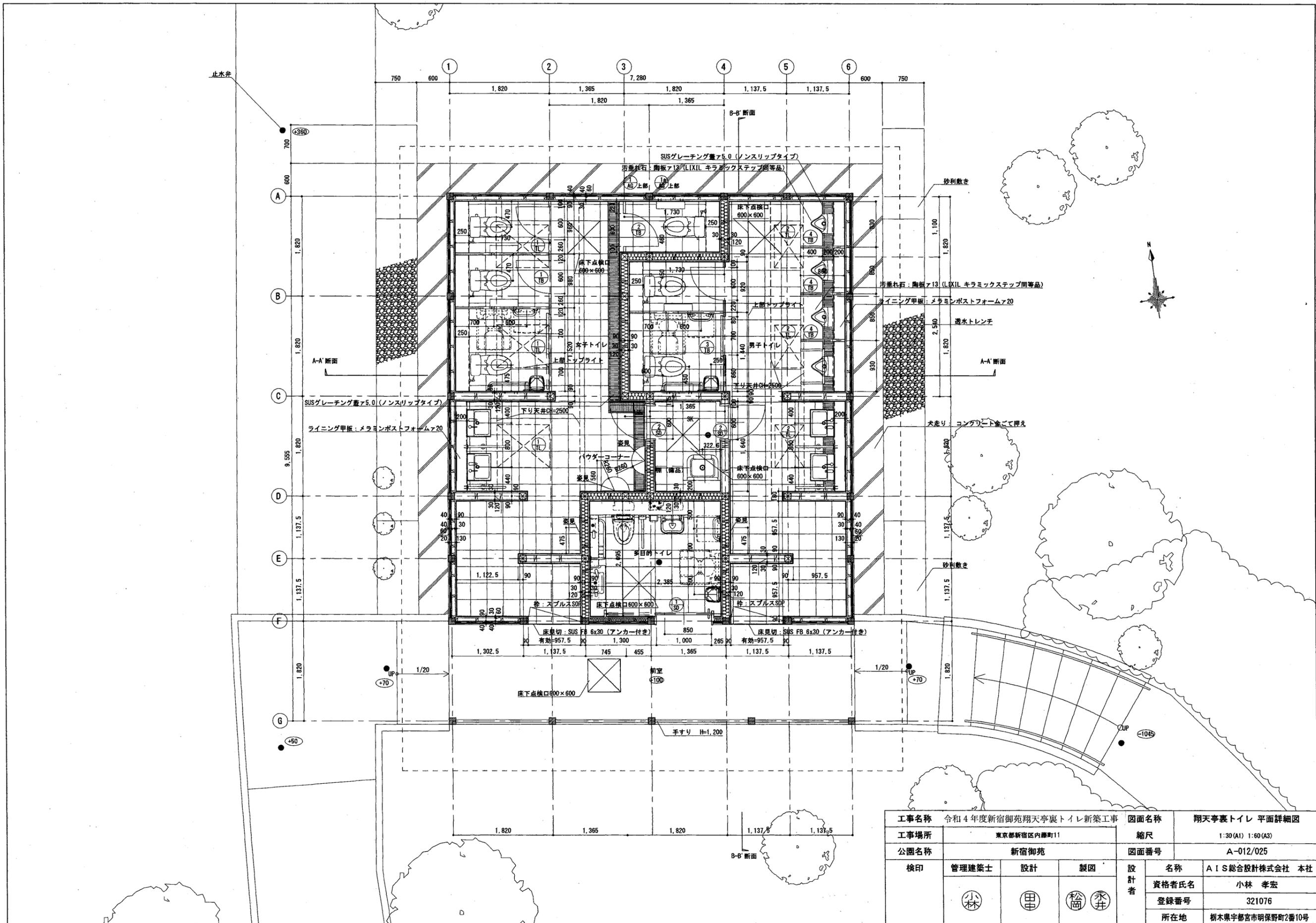
工事名称	令和4年度新宿御苑翔天亭裏トイレ新築工事	図面名称	構造概要・外部・内部仕上表
工事場所	東京都新宿区内藤町11	縮尺	NO SCALE
公園名称	新宿御苑	図面番号	A-009/025
検印	管理建築士	設計	製図
			 
	設計者	名称	A I S 総合設計株式会社 本社
		資格者氏名	小林 孝宏
	登録番号	321076	
	所在地	栃木県宇都宮市明保野町2番10号	



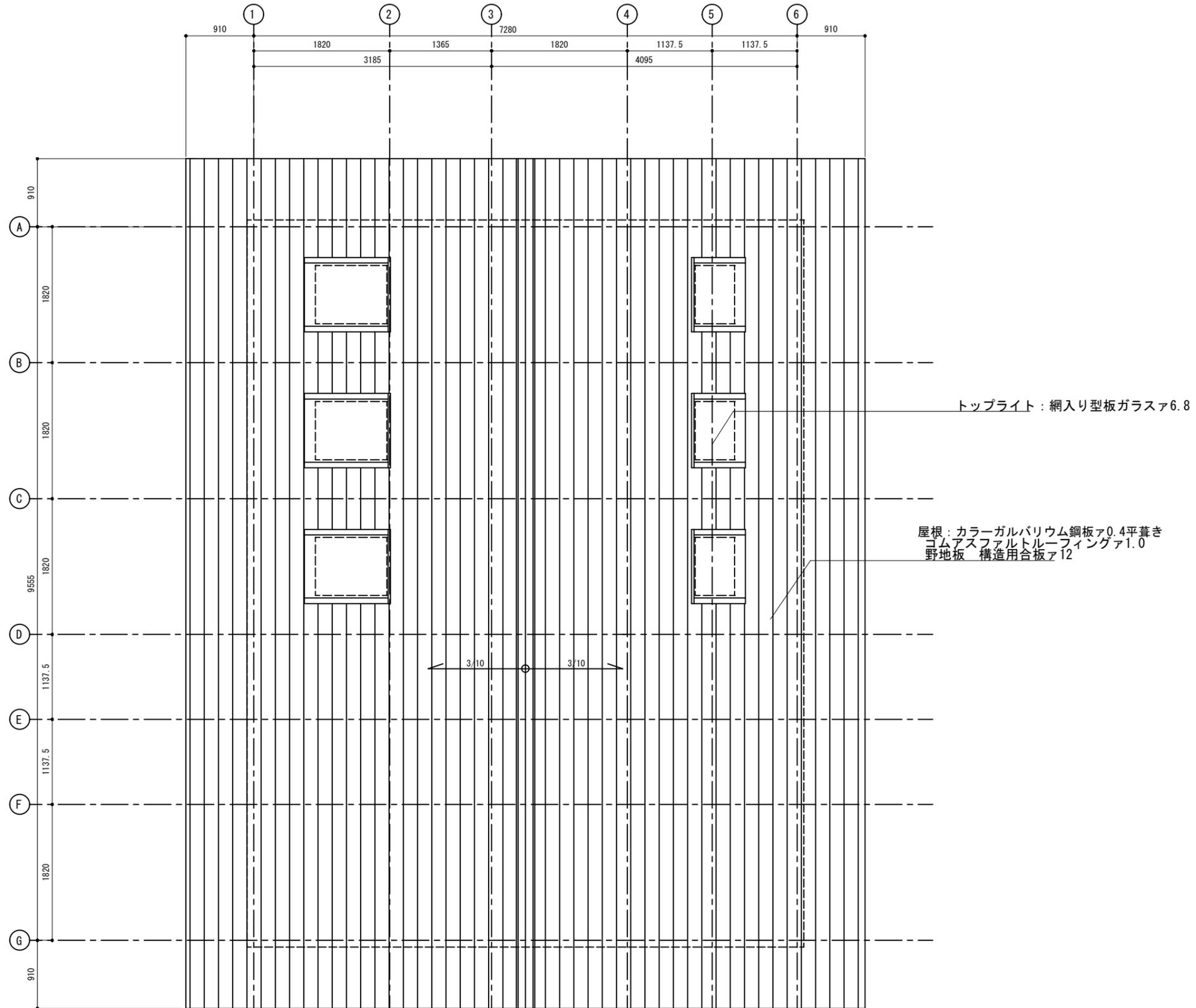
工事名称	令和4年度新宿御苑翔天亭裏トイレ新築工事			図面名称	翔天亭裏トイレ 配置図	
工事場所	東京都新宿区内藤町11			縮尺	1:100(A1) 1:200(A3)	
公園名称	新宿御苑			図面番号	A-010/025	
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称	AI S総合設計株式会社 本社
	小林	田中	松岡 永井		資格者氏名	小林 孝宏
					登録番号	321076
					所在地	栃木県宇都宮市明保野町2番10号



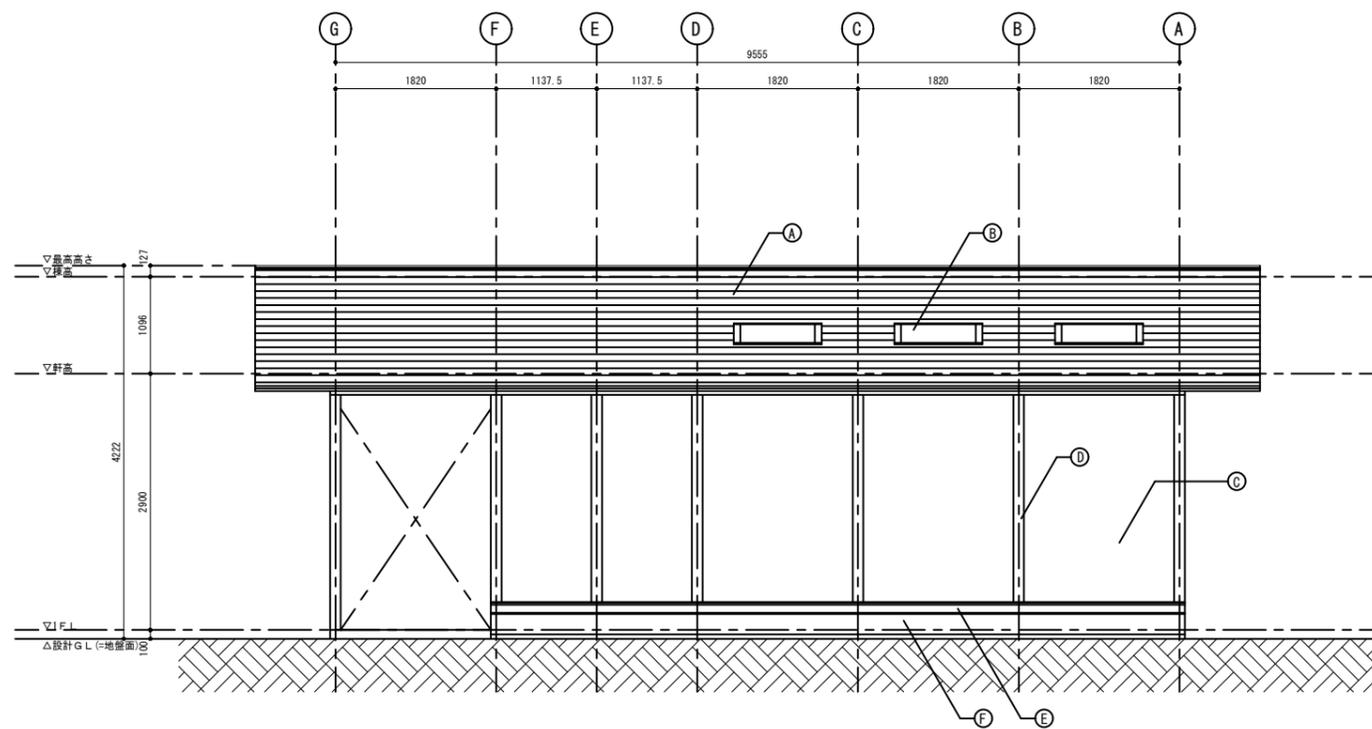
工事名称	令和4年度新宿御苑翔天亭裏トイレ新築工事			図面名称	翔天亭裏トイレ 求積図	
工事場所	東京都新宿区内藤町11			縮尺	1:50 (A1) 1:100 (A3)	
公園名称	新宿御苑			図面番号	A-011/025	
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称	A I S 総合設計株式会社 本社
					資格者氏名	小林 孝宏
					登録番号	321076
					所在地	栃木県宇都宮市明保野町2番10号



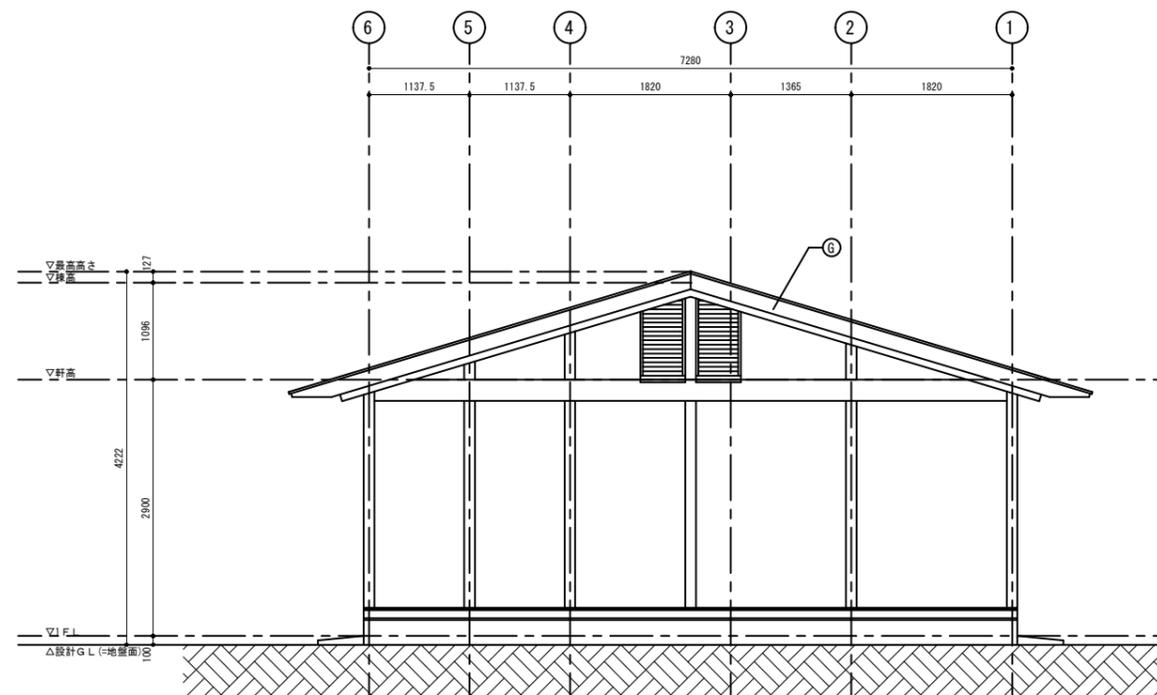
工事名称	令和4年度新宿御苑翔天亭裏トイレ新築工事			図面名称	翔天亭裏トイレ 平面詳細図	
工事場所	東京都新宿区内藤町11			縮尺	1:30(A1) 1:60(A3)	
公園名称	新宿御苑			図面番号	A-012/025	
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称	A I S 総合設計株式会社 本社
	小林	田中	松岡 永井		資格者氏名	小林 孝宏
					登録番号	321076
					所在地	栃木県宇都宮市明保野町2番10号



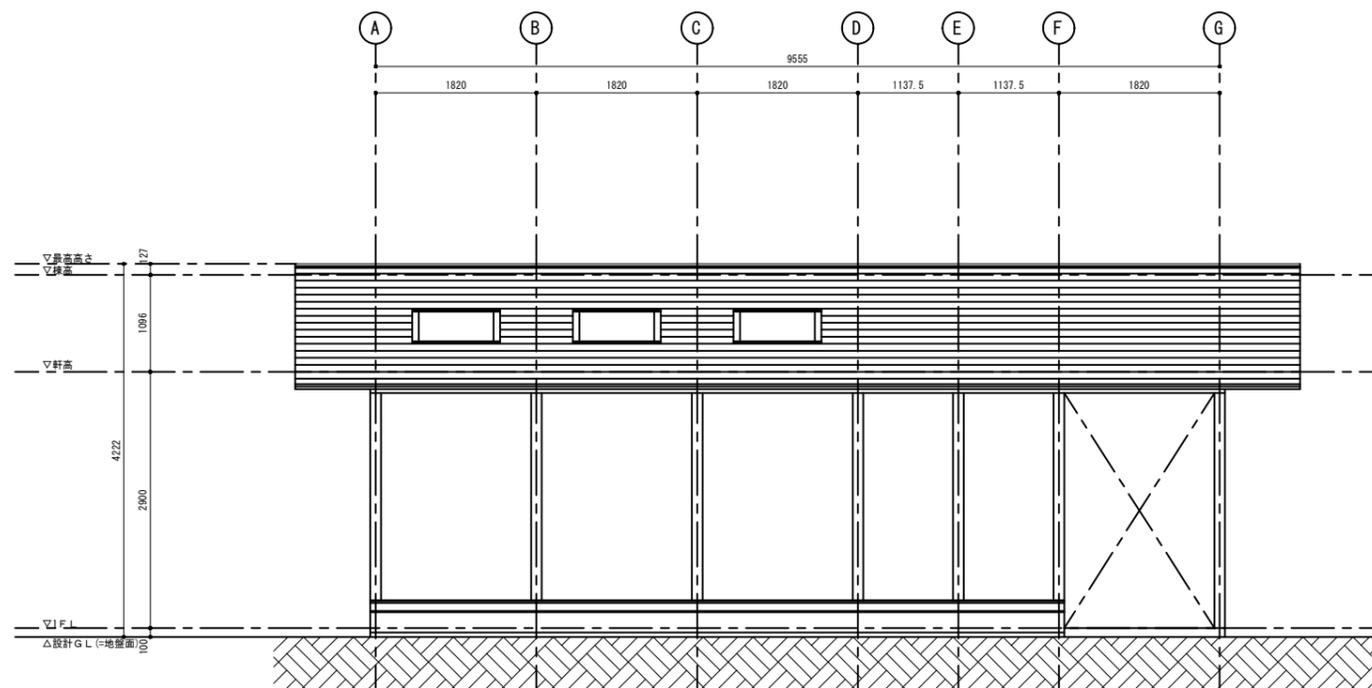
工事名称	令和4年度新宿御苑翔天亭裏トイレ新築工事			図面名称	翔天亭裏トイレ 屋根伏図	
工事場所	東京都新宿区内藤町11			縮尺	1:30 (A1) 1:60 (A3)	
公園名称	新宿御苑			図面番号	A-013/025	
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称	A I S 総合設計株式会社 本社
					資格者氏名	小林 孝宏
					登録番号	321076
					所在地	栃木県宇都宮市明保野町2番10号



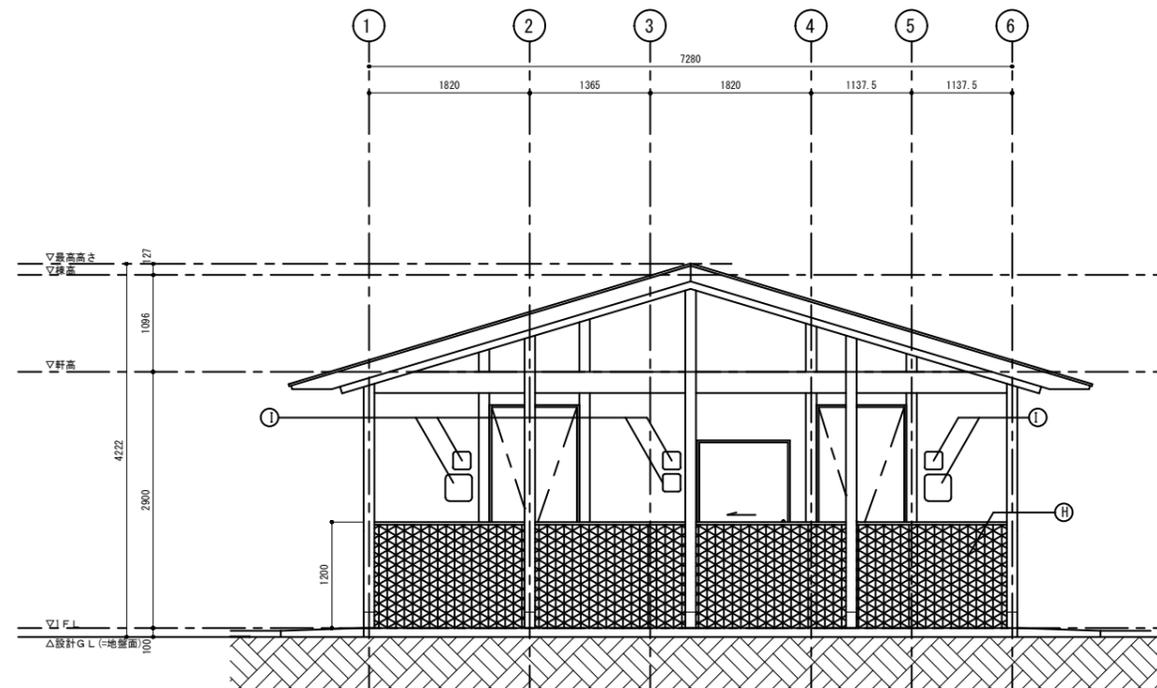
東側立面図



北側立面図



西側立面図

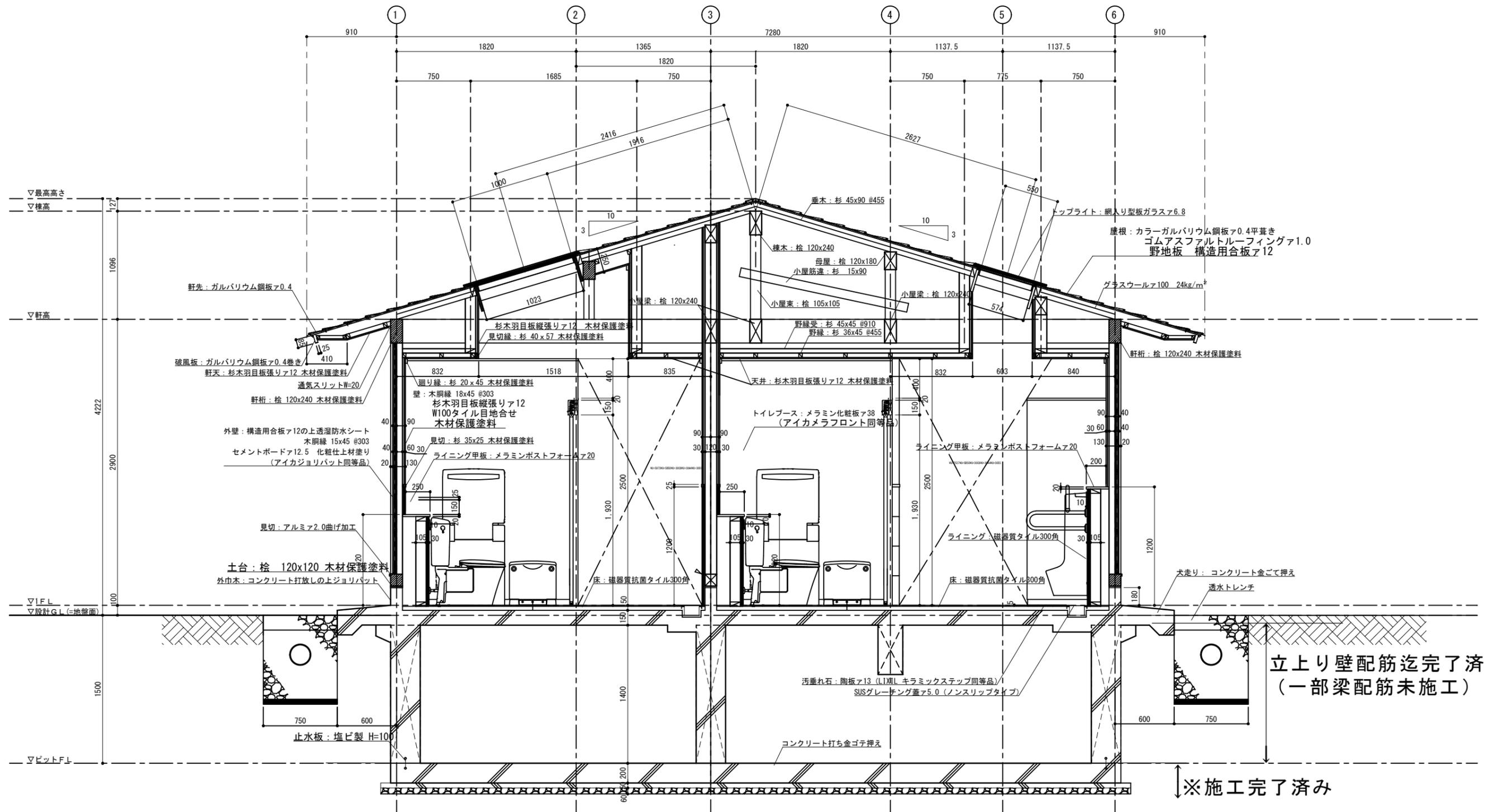


南側立面図

Ⓐ	屋根：カラーガルバリウム鋼板φ0.4平葺き ゴムアスファルトルーフィングα1.0 野地板 構造用合板α12
Ⓑ	トップライト：網入り型板ガラスα6.8
Ⓒ	外壁(真壁)：構造用合板α12の上透湿防水シート 木調線 15x45 #303 セメントボードα12.5 専用化粧仕上材塗り
Ⓓ	柱：桧 120x120 木材保護塗料
Ⓔ	土台：桧 120x120 木材保護塗料

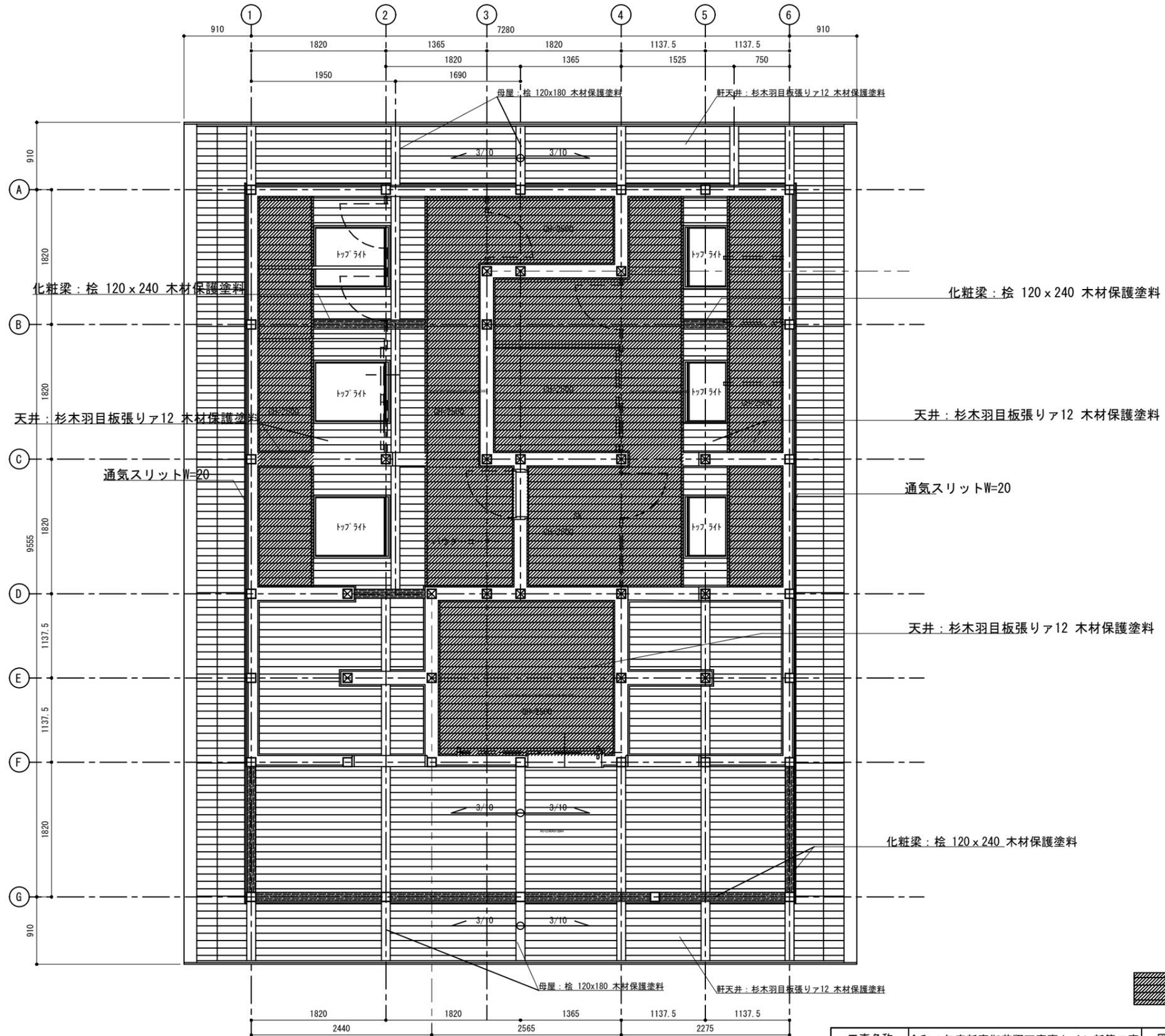
Ⓕ	外巾木：コンクリート打放し下地ジョリパット
Ⓖ	ケラバ板：ガルバリウム鋼板φ0.4巻き
Ⓗ	パンチングメタルフェンス
Ⓘ	ピクトサイン

工事名称	令和4年度新宿御苑翔天亭裏トイレ新築工事	図面名称	翔天亭裏トイレ 立面図
工事場所	東京都新宿区内藤町11	縮尺	1:40 (A1) 1:80 (A3)
公園名称	新宿御苑	図面番号	A-014/025
検印	管理建築士 設計 製図	設計者	名称 A I S 総合設計株式会社 本社
	Ⓜ Ⓞ Ⓟ Ⓠ		資格者氏名 小林 孝宏
			登録番号 321076
			所在地 栃木県宇都宮市明保野町2番10号

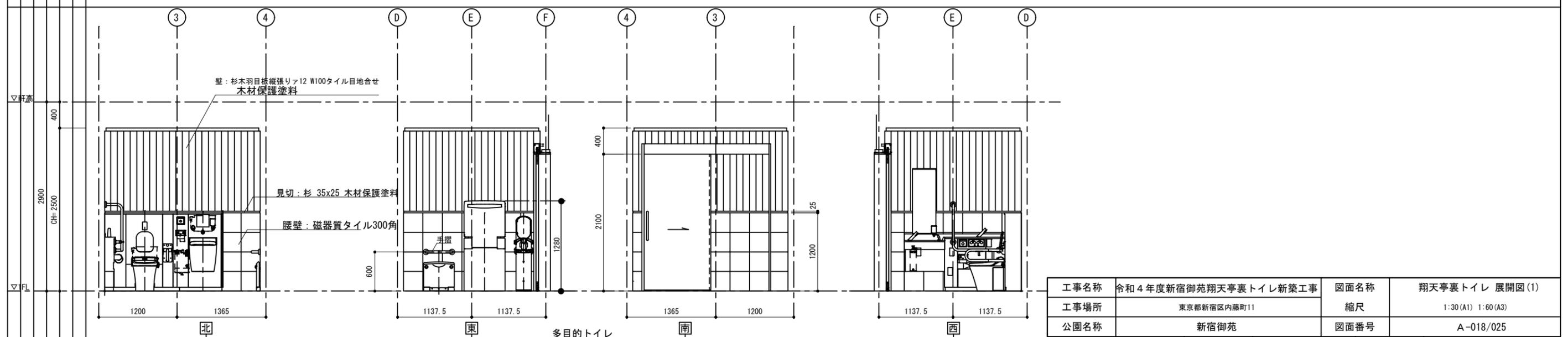
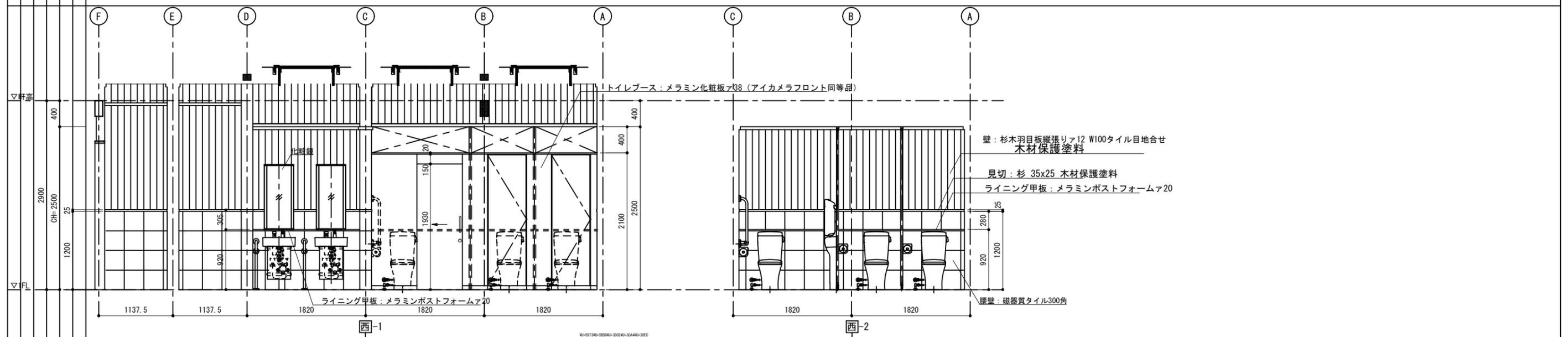
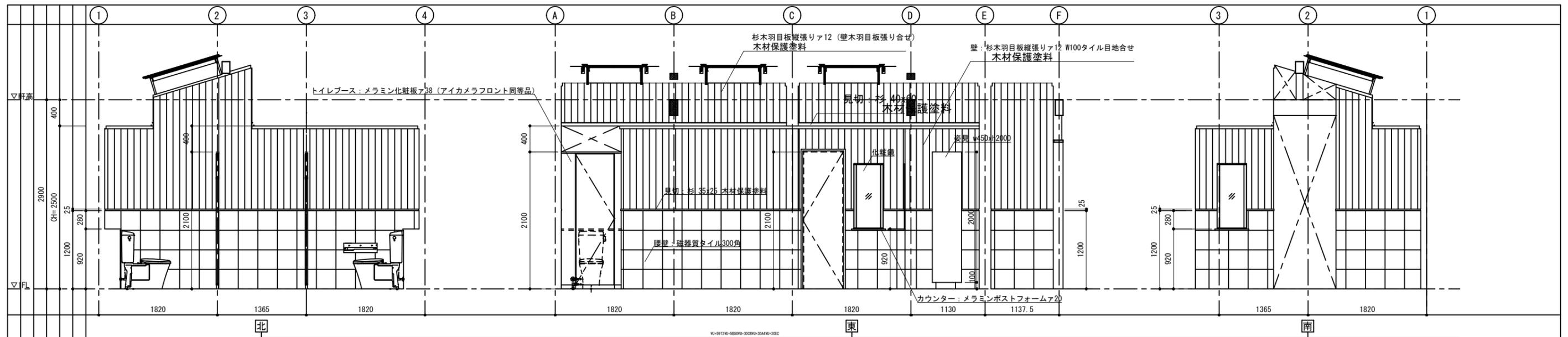


A-A' 断面図

工事名称	令和4年度新宿御苑翔天亭裏トイレ新築工事	図面名称	翔天亭裏トイレ 断面詳細図(1)
工事場所	東京都新宿区内藤町11	縮尺	1:20(A1) 1:40(A3)
公園名称	新宿御苑	図面番号	A-015/025
検印	管理建築士	設計	製図
	小林	田中	松岡 永井
	設計者	名称	A I S 総合設計株式会社 本社
	資格者氏名	小林 孝宏	登録番号
	所在地	栃木県宇都宮市明保野町2番10号	



工事名称	令和4年度新宿御苑翔天亭裏トイレ新築工事			図面名称	翔天亭裏トイレ 天井伏図	
工事場所	東京都新宿区内藤町11			縮尺	1:30 (A1) 1:60 (A3)	
公園名称	新宿御苑			図面番号	A-017/025	
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称	A I S 総合設計株式会社 本社
					資格者氏名	小林 孝宏
					登録番号	321076
					所在地	栃木県宇都宮市明保野町2番10号



工事名称	令和4年度新宿御苑翔天亭裏トイレ新築工事			図面名称	翔天亭裏トイレ 展開図(1)	
工事場所	東京都新宿区内藤町11			縮尺	1:30(A1) 1:60(A3)	
公園名称	新宿御苑			図面番号	A-018/025	
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称	A I S総合設計株式会社 本社
	小林	田中	松岡 永井		資格者氏名	小林 孝宏
					登録番号	321076
					所在地	栃木県宇都宮市明保野町2番10号

